

令和 7 年第 1 回吉野町議会定例会会議録（第 1 日目）

1. 招集年月日 令和 7 年 3 月 10 日
2. 招 集 場 所 吉野町議会議場
3. 開 会 時 刻 3 月 10 日 午前 10 時 15 分開会
4. 応 招 議 員

1 番	長 谷 政 和	2 番	澤 木 久 美 子
3 番	上 麻 里	4 番	辻 内 正 誠
5 番	下 中 一 平	6 番	山 本 義 史
7 番	上 滝 義 平	8 番	中 西 利 彦
9 番	西 澤 巧 平		
5. 不応招議員 なし
6. 出 席 議 員 応招議員に同じ
7. 欠 席 議 員 なし
8. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参事兼政策戦略課長	小 原 壮 平
総 務 課 長	戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長	井 本 光 亮
町民税務課長	玉 村 陽 子	長寿福祉課長	吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	上水道推進室長	辰 巳 史 憲
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	丸 上 晶
教育総務課長	辻 中 哲 也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	向 井 啓 主	任 員	坂 本 や よ い
-----	---------	-----	-----------
10. 議事日程

日程 1	仮議席の指定について
日程 2 選第 1 号	吉野町議会議長の選挙について
日程 3	議席の指定について
日程 4	会議録署名議員の指名について
日程 5	会期の決定について
日程 6 選第 2 号	吉野町議会副議長の選挙について

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程 7 | 選第 3 号 | 吉野広域行政組合議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 8 | 選第 4 号 | 南和広域医療企業団議会議員の選挙について |
| 日程 9 | 選第 5 号 | 奈良県広域消防組合議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 10 | 選第 6 号 | 奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員の選挙について |
| 日程 11 | 発議第 1 号 | 吉野町議会予算決算特別委員会の設置について |
| 日程 12 | 発議第 2 号 | 吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置について |
| 日程 13 | | 吉野町議会常任委員会委員の選任について |
| 日程 14 | | 吉野町議会議会運営委員会委員の選任について |
| 日程 15 | | 吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について |
| 日程 16 | | 吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会委員の選任について |
| 日程 17 | 推第 1 号 | 吉野町人権施策協議会委員の推薦について |
| 日程 18 | 推第 2 号 | 吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について |
| 日程 19 | 推第 3 号 | 吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について |
| 日程 20 | 推第 4 号 | 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について |
| 日程 21 | 推第 5 号 | 吉野町都市計画審議会委員の推薦について |
| 日程 22 | 推第 6 号 | 三町村広域行政推進協議会委員の推薦について |
| 日程 23 | 推第 7 号 | 吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について |
| 日程 24 | 推第 8 号 | 吉野町総合計画策定審議会委員の推薦について |

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

向 井 事 務 局 長	皆さん、おはようございます。 議会事務局長の向井と申します。よろしくお願いいたします。 本定例会は、任期満了に伴います一般選挙後初めての議会です。 議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で最年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。 本日の出席議員のうち、上滝義平議員が最年長の議員でございます。 上滝義平議員、議長席にお着きください。 よろしくお願いいたします。
上 滝 臨 時 議 長	皆さんおはようございます。改めて、おはようございます。 ただいまご紹介いただきました、上滝義平でございます。 一般選挙後初めての議会ですので、地方自治法第 107 条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたしますを申し上げます。 ただいまの出席議員総数は 9 名でございます。 定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 1 回吉野町議会定例会を開会いたします。 それでは、町長よりまずごあいさつをお願い申し上げます。
中 井 町 長	議長。
上 滝 臨 時 議 長	はいどうぞ。
中 井 町 長	改めましておはようございます。 令和 7 年第 1 回吉野町議会定例会開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。 まずは、先月行われました町議会議員選挙におきまして、当選されました皆さん方に心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。 本定例会でございますけれども、まず本日は、令和 7 年度の新たな議会の体

制を決めていただく定例会でございます。皆さん方が今、選挙を通して、いろんな課題も町民の皆さん方から聞いていただいたと思います。非常に重要な時期を迎えている町政運営でございますので、どうか新たな体制で議会の皆さんとともに町政を前に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

令和7年度の施政方針につきましては、本会議2日目に私から述べさせていただきます。

本日は、皆さん方のお手元に配布しております行政報告につきまして、令和6年の12月に行いました定例会以降の行政報告を主なものだけさせていただきますと思います。

まず、昨年12月20日でございます「山添村【ガーディアン 72BOX】贈呈式」というのがございます。こちらのほうは、令和6年5月21日に災害時における物資の受入れ等に関する協定を締結させていただきました。防災備蓄ボックスという形で、災害後72時間の命を守るという形で仕分不要の企業の支援のもと保管をするという事業でございます。こちらのほうが、昨年12月20日に山添村にて、川西町、そして京都府の南山城村、そして吉野町、この四つの事業体で贈呈式をさせていただきました。こちらのほうは、千趣会のサポートをいただいたということで、今も吉野町にボックスが届いておりまして、備蓄しているところでございます。こういった形で、災害が起きないのが一番なのですけれども、いざ災害起きたときに、こういった仕分不要のボックスを被災地に支援できるという体制も含めての防災力向上、協力体制の強化でございますので、しっかりとこういった連携も整えていけるようにしていきたいと考えております。

そして、今年に入りまして1月15日でございます。「デジタル文化財ミュージアム【KOISHIKAWA XROSS】視察」ということで書いてありますけれども、こちらのほうは、世界遺産登録20周年を記念して凸版印刷さんが蔵王堂の秘仏をVR化してくれました。そこを視察という形で行かせていただきまして、デジタル文化財のストーリーを紹介しているということで、今後こういった文化財を次の世代に伝えていくためにも、こういったものを東京で見られる状況に企業

がしていただいたということで、我々もちょっと見させていただきました。今年の3月27日からご開帳の前夜祭が始まるのですけれども、ここでまた金峯山寺のミニシアターがオープンするという形でございますので、こういったデジタルに対応できるようなものも通して、吉野の世界遺産や自然遺産をPRできればと思っております。

ページをめくっていただきまして、1月31日でございます。「4都市連携グルメイベント【NARAD EAT FESTIVAL】記者発表・試食会」でございます。これは何かといいますと、コロナの令和2年のときに奈良市、田原本町、明日香村のこの縦のラインでコロナ禍でございましたので、少しでも観光連携も含めて行政としてつながりを持ったイベントをしていきたいと思いますということで立ち上がったものでございます。今年、奈良市観光センター ナラニクルというところがあるのですけれども、そこで、2月2日から3月31日まで、まだ3月31日までございますので、また機会があれば行っていただければと思うのですけれども、それぞれの市町村の食を一つ二つ出して、そのレストランで特別メニューをつくっていただくという形で、吉野の場合は、MICA 卵と県産のシイタケ、そして大和肉鶏のビスマルクという特別メニューが出てるのですけれども、そういった形で食を通して地域に来ていただこうと、PRも兼ねた連携事業でございます。

続きまして、2月3日でございますけれども、「【挑戦の地、吉野】記者発表」をさせていただきました。こちらのほうは、職員のデジタルマーケティング研修等々通して、新たなシティープロモーション戦略を打ち出していこうという流れの中で、ホームページをリニューアルして、今後また、吉野の魅力をしっかりとターゲット選定もしながら、関係人口の拡大、拡充に向けて取り組んでいくということでございます。ホームページもリニューアルされておりますので、情報の見つけやすさ、そしてまた魅力を伝える、誰でも使いやすいという形のホームページへどんどんしっかりと、ターゲットを絞った形で活用できればなと思っておりますので、しっかりとまた、議員の皆さん方にもアドバイスいただけたらと思います。

そしてまた、めくっていただきまして2月18日でございます。「全国南朝の

歴史資産等所在市町村活性化協議会現地研修会」という形でこれは京都府の笠置町で行われました。この南朝の歴史資産というつながりで、平成 30 年 6 月に結成された協議会で、現在 9 市町村で、福岡の八女市とか、熊本の菊池市とか、奈良県でいくと五條市とか川上村とか 9 市町村がこの南朝、後醍醐天皇を中心としたつながりの中での地域活性化や連携をしていこうというのが動いてます。今年は、笠置町という形で、これは後醍醐天皇が元弘の変で挙兵した場所でございます、そこに行くとか弥勒菩薩という形で、弥勒信仰の巨大な岩がありまして、行場巡りとか吉野の修験道の聖地とか、そういうつながりも非常に感じたところでございますので、しっかりとまた、そういう歴史資産を通した連携事業を次の世代にも伝えるという意味で、今後もしっかりと展開していきたいと思っております。

そして、3 月 3 日「【紀伊山地の霊場と参詣道】世界遺産登録 20 周年記念植樹式」がございました。こちらは令和 6 年度に様々な民間企業や関係団体のお力もいただきながら事業をやりました。その中で金峯山寺のほうで、こういった記念植樹ということ、今まで世界遺産の 10 周年とか 15 周年やったことがなかったということで、保勝会、愛でる会の皆様のご協力もいただきまして、蔵王堂の境内の少し傾斜地でございますけれども、そこに記念植樹をさせていただきました。

そして、3 月 7 日でございますけれども、「吉野山【MUJI room】地域内覧会」ということでございます。こちらのほうは、良品計画さんが、これは民間同士の取り組みでございますけれども、地域共生型の宿泊施設という形で、MUJI と地域の融合を感じる空間という形で、地域の吉野杉であったり、和紙であったり、作家の照明器具であったり、それを無印良品の商品とコラボしながら空間演出をしていると、3 部屋を MUJI room として展開し、3 月 22 日オープンでございます。こちらのほうは、橿原の世界最大規模の良品計画の店舗も吉野の材がふんだんに使われております。こういった企業の力もしっかり、今回の MUJI room もそうですけれども連携しながら、受け入れ環境の整備とか木材利用とか、そういったところにも繋げていけたらなと思っておりますので、今後しっかりとそういう官民連携の一つとしてとらえていきたいと思っております。

上 滝 臨時議長	おおむねは、行政報告、以上とさせていただきます。 改めまして、本日新たな体制が決まる日でございますので、慎重審議賜りまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。 町長、ありがとうございました。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。 日程１ 仮議席の指定を行います。 ただいまお座りいただいている席を仮議席として決定いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、現在の席を仮議席と決定いたします。 次に、吉野町議会議長の選挙についてでございますけれども…… 日程２ 選第１号「吉野町議会議長の選挙について」でございます。それを議題として、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 議長選挙の方法についておはかりいたします。 投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用することかご意見をお伺いいたします。 はい、中西議員。 中西議員 指名推薦の方法でよろしく願いいたします。 上 滝 臨時議長 指名推薦の声がありましたので、指名推薦することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。
---------------------	---

	ここやな。ちょっと不慣れでございますけれども、中西議員、指名される方のお名前をよろしくお願い申し上げます。
中西議員	はい。
上 滝 臨時議長	はい、どうぞ。
中西議員	はい、上滝議員を指名したいと思います。よろしくお願いします。
上 滝 臨時議員	ただいま指名推薦、中西議員から私に、上滝という指名推薦の声があります が、指名推薦することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしということで認めます。議長に私、上滝が指名いたします。 おはかりします。ただいま私が指名いたしました、私、上滝を議長選挙の当 選人と定めることに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名しました私、上滝義平が議長選挙に当選されまし た。 上滝義平が議場におりますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定によ り、当選の告知をいたします。議長、就任のごあいさつを……。議長、就任の ごあいさつをお願いしますっていうのはおかしいな。議長の推薦をいただきま したので、私なりにごあいさつを申し上げます。 私はいつも選挙を通してですけれども…… （ 「議長、登壇席ですいません。」 の声あり ）
上滝新議長	改めまして、中西議員から指名推薦ということで、皆さん方の同意をいただ きました上滝でございます。私は選挙を通して皆さん方に訴えてきたのは、私

	自身、やる気と根気と勇気のあるものやと。しかし、基本は住民の皆さん方からいただいたご意見を聞きながら町政に反映していく。要するに、簡単に申し上げますと、住んでよかったまちづくりに貢献したいと、こういう気持ちで現在もおります。いろんな無駄遣いをしないまちづくり、住んでよかったまちづくりをするためには、議会議員の皆さん方が、和気あいあいに論議しながら、そして、選ばれた皆さん方が、皆さん方の思いも大事ですけれども、住民の有権者の皆さん方のご意見を聞きながら、町当局に物申していくのが議会の良い姿ではないのかと、こう私は思っております。とにかく頑張りますので、皆さん方の熱いご協力とご支援をお願い申し上げたいと思います。以上です。 （ 拍 手 あ り ） 就任にあたって、町長より私にごあいさつをお願い申し上げます。 中井町長。
中 井 町 長	ただいま、議長に就任されました上滝議員、改めましておめでとうございます。
上滝新議長	ありがとうございます。
中 井 町 長	上滝議員は、平成 19 年に初当選以来、今回の選挙で 6 期目を迎えられております。任期中は議長、副議長、常任委員長もお務めになられ、そしてまた、行政経験もある中で経験豊富でございます。今回、役員改選で議長になっていただきました。今吉野町は庁舎問題を初めまして、大きな課題がございます。その中で、議会のほうでも、しっかり上滝議長がまとめていただいて、行政としてしっかりとした議論ができるように体制を整えていただければと思います。改めまして、議長に就任されました上滝議員にお祝いを申し上げ、私の就任にあたってのお祝いのあいさつとさせていただきます。おめでとうございます。
上滝新議長	ありがとうございました。 ただいまをもちまして、議長の職務は全て終わりました。

議事運営にご協力いただいた皆さん、ありがとうございます。

暫時休憩いたしますので、よろしくお願いいたします。

(午前 10 時 37 分 休憩)

(午前 10 時 55 分 再開)

再開をします。

日程 3 議席の指定について

議席は会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長が定めることとなっており
ます。ただいまの仮議席を本議席と決定いたします。よろしくお願いいたしますを申し上げ
ます。

次に、日程 4 会議録署名議員の指名について

会議規則第 127 条の規定により、議長が会議において指名することに定めら
れております。

初議会でもありますので、今後の会議における署名議員は、先ほど決定い
たしました議席の順に 2 名ずつ指名することに決めておきたいと思いますが、
異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会議録署名議員は 1 番 長谷政和議員、2 番 澤木久美子議員を指
名いたします。ご協力よろしくお願いいたします。

次に、日程 5 会期の決定についておはかりいたします。

会議規則第 5 条の規定によりまして、本定例会の会議は本日より 21 日までの
12 日間開きたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

中 西 議 員 上 滝 新 議 長	異議なしと認めます。 よって、本定例会の会期は本日より 21 日までの 12 日間に決定いたしました。 日程 6 選第 2 号「吉野町町議会副議長の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) まず最初に、副議長選挙の方法についておはかりします。 投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いしたいと思います。 中西議員。 議長による指名推薦でお願いいたします。 ただいま中西議員から議長の指名推薦ということで、私のほうからご指名させていただきます。そのことについては、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議ないということで、よろしくお願い申し上げます。 異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定いたしました。 副議長に下中一平議員を指名いたします。 おはかりします。 ただいま、議長が指名いたしました下中一平議員が副議長選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました下中一平議員を副議長選挙の当選人と決定いたしました。 下中議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。
---	--

	副議長就任のごあいさつを簡単にお願い申し上げます。
下 中 新 副 議 長	今、議長より指名していただきまして、どうもありがとうございます。議長とともに円滑、また公平な議会を運営していきたいと思っております。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。 (拍 手 あ り)
上滝新議長	ありがとうございました。 副議長選挙を、これをもって終わります。 暫時休憩いたします…… (「あいさつ、町長挨拶。」 の声あり) ごめんなさい、町長のほうから簡単にごあいさつをお願い申し上げます。
中 井 町 長	改めまして、副議長に当選されました下中一平議員、おめでとうございます。 下中議員は、平成 29 年に初当選され、そしてその間、副議長、常任委員長である総務委員長、産業建設委員長も務められました。今期の改選で 3 期目を迎えられます。今まで経験していただいた議会の様々な活動も含めて、しっかりとまた議会運営にも生かしていただければと思います。改めまして、上滝議長を支えていただきながら、2 元代表制の一翼を担う議会としても、しっかりまとめていただくことをご期待申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。
上滝新議長	ありがとうございます。 これをもって、副議長選挙を終わります。 暫時休憩をいたします。 (午前 11 時 02 分 休憩) (午前 11 時 09 分 再開) 再開いたします。

	先ほど西澤議員のほうからご提案ございましたが、全部一括してやったらどうだというようなご意見でございますけども、そう私も思いますので選考委員を先ほど全体協議会で下中議員、私と山本議員、その３名で選考をして、発表をしていきたいと思います。まず、その選考委員の３人の方、どっか席、委員会室に入ってください……。
西澤議員	はい。
上滝新議長	はい、どうぞ。
西澤議員	選考で決めていただくのは結構ですけど、どの議題に対してなのか、先にそれを決めていただいて……。
上滝新議長	なるほど。吉野町行政…… （ 議 事 調 整 ） 再開いたします。 日程 ７ 選第 ３ 号「吉野広域行政組合議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 選挙の方法についておはかりします。 投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いいたします。 中西議員。
中西議員	指名推薦でお願いしたいと思います。 議長による選考委員を決めていただいての推薦でお願いいたします。
上滝新議長	ただいま選考委員によって指名推薦していただいたらということでございますので、おはかりします。

	選考委員を選出して推薦する方法をとりたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議ないと認めます。 選考委員は、議長より指名いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 では、議長、副議長、そして山本義史さんの3名で選考委員をお願い申し上げます。異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしという声が……。はい、どうぞ。 辻内議員。
辻 内 議 員	すいません。時間がありませんので、日程6から日程10までは一度にやっていただいたらどうかと、こんなふうに思います……。すいません、日程7からです。日程7から日程10まで。もしくは、発議1号、日程11、日程12を先にして、そのほか全てを一括して、選考委員で選んでいただけたらと思います。発議を先に議決すれば、全てが一括していけると私は思います。それが効率的だと思います。ご検討をお願いいたします。
上滝新議長	はい、西澤議員。
西 澤 議 員	選第3号を今、おはかりしたとこやさかい、戻すってようなことになるので、まず、これ終わってから4、5、6と……。
上滝新議長	3名の選考委員を指名いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、選考委員は別室にて選考願います。 同時に西澤議員が提案していただいたように、今は途中であるので、別々という話もありましたが、3号が終わってから一括して、指名推薦でお願いを

	したいということでございますので、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議ないと認めます。 よって、別室で山本議員、下中議員、お願いします。今から。 暫時休憩いたします。 (午前 11 時 14 分 休憩) (午前 11 時 23 分 再開) 再開いたします。 選考委員代表より、選考の結果を報告願います。 下中議員、お願いします。
下 中 新 副 議 長	自席で失礼してよろしいでしょうか。
上滝新議長	はい。
下 中 新 副 議 長	選考の結果を、ここで僕、読み上げさしてもらったらいいいんでしょうか。
上滝新議長	はい。
下 中 新 副 議 長	吉野広域行政組合の議員選考結果を発表させていただきます。 上麻里議員、私、下中一平、中西利彦議員、西澤巧平議員の 4 名を選考させていただきます。ご承認よろしくお願いします。
上滝新議長	ただいま、報告のありました 4 名を吉野広域行政組合議会議員の補充議員選

	挙の当選人と定めることに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、上麻里議員、下中一平議員、中西利彦議員、それから西澤巧平議員を吉野広域行政組合議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。 選挙の結果、当選人となられた上議員、下中議員、中西議員、西澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。 上議員、下中議員、中西議員、西澤議員 よろしく願いを申し上げます。 次に日程 8 選第 4 号「南和広域医療企業団議会議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 選挙の方法についておはかり申し上げます。 投票による方法と地方自治法第 18 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いします。 はい、どうぞ西澤議員。
西 澤 議 員	議長の指名推薦でお願いします。
上 滝 新 議 長	(議 事 調 整) お待たせしました。 ただいま指名推薦の声がありますが、指名推薦することに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。 おはかりします。 指名の方法については私が指名することにいたしたいと思いますが、異議ご

	ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、議長が指名することに決定いたしました。 南和広域医療企業団議会議員に山本義史議員を指名いたします。 おはかりします。 ただいま、私が指名しました山本議員を南和広域医療企業団議会議員の選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、山本義史議員が南和広域医療企業団議会議員の選挙の当選人と決定いたしました。 山本義史議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。 山本義史議員よろしくお願いを申し上げます。 南和広域医療企業団議会議員の選挙を終わります。 日程 9 議第 5 号「奈良県広域消防組合議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 選挙の方法についておはかりします。 投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いいたします。 はい、中西議員。
中 西 議 員	議長からの指名でお願いいたします。
上滝新議長	議長一任ということで、声がございましたが、よろしいですか。
	(「 は い 」 の声あり)

	よろしいということで、私のほうからご指名をさせていただきます。 (議 事 調 整) 議長が指名することに決定いたしましたので、奈良県広域消防組合議会議員の補充選挙に西澤巧平議員を指名いたします。 おはかりします。 ただいま議長が指名いたしました、西澤巧平議員を奈良県広域消防組合議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました西澤巧平議員を奈良県広域消防組合議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。 西澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選人の告知をいたします。 西澤議員さん、よろしくお願いを申し上げます。 奈良県広域消防組合議会議員の補充議員の選挙を終わります。 日程 10 選第 6 号「奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員の選挙について」を議題とし、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読) 選挙の方法についておはかりします。 投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法がありますが、いずれの方法を採用するかご意見をお伺いしたいと思います。 はい、中西議員。
中 西 議 員	議長からの指名推薦でお願いいたします。
上 滝 新 議 長	議長一任の声がありますので、選挙の方法は指名推薦で行い、私が指名することにいたしたいと思いますが異議ございませんか。
	(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員に辻内正誠議員を指名いたします。

おはかりします。

ただいま、議長が指名いたしました辻内正誠議員を奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました辻内正誠議員を奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員選挙の当選人と決定いたしました。

辻内正誠議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

辻内正誠議員よろしくお願いを申し上げます。

奈良県広域水道企業団議会議員の補充議員選挙を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前 11 時 41 分 休憩)

(午前 11 時 42 分 再開)

再開いたします。

日程 11 発議第 1 号「吉野町議会予算決算特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま発議いたしました予算決算特別委員会の設置については、吉野町の予算並びに決算に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置するのでございます。

おはかりします。

委員会条例第 5 条の規定により、議員全員が構成する予算決算特別委員会を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、予算並びに決算に関する事項について全議員で構成し、設置期間については、調査及び審査が終了するまでとする「予算決算特別委員会」を設置することに決定いたしました。

次に、日程 12 発議第 2 号「吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置について」を上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

ただいま発議いたしました「吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会の設置」につきましては、吉野町の庁舎整備等に関する事項につきまして、調査及び審査するため設置するものでございます。

おはかりします。

委員会条例第 5 条の規定により、議員全員で構成する「庁舎整備等に関する調査特別委員会」を設置することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認め、吉野町の庁舎整備等に関する事項について、全議員が構成し、設置期間については、議決の日から調査及び審査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査及び審査を行うことができることとする「庁舎整備に関する調査特別委員会」を設置する事に決定いたしました。

日程 13 「吉野町議会常任委員会委員の選任について」

日程 14 「吉野町議会議会運営委員会委員の選任について」

日程 15 「吉野町議会予算決算特別委員会委員の選任について」

日程 16 「吉野町議会庁舎整備等に関する調査特別委員会委員の選任について」

日程 17 推第 1 号「吉野町人権施策協議会委員の推薦について」

日程 18 推第 2 号「吉野町営住宅入居者選考委員会委員の推薦について」

	日程 19 推第 3 号「吉野町営賃貸住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員の推薦について」 日程 20 推第 4 号「吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員の推薦について」 日程 21 推第 5 号「吉野町都市計画審議会委員の推薦について」 日程 22 推第 6 号「三町村広域行政推進協議会委員の推薦について」 日程 23 推第 7 号「吉野町国民健康保険運営協議会委員の推薦について」 日程 24 推第 8 号「吉野町総合計画策定審議会委員の推薦について」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会、庁舎整備に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、議長が議会にはかつて指名することとなっております。 また、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、各委員会の委員長及び副委員長は委員会において互選することになっておりますが、この場で互選することとし、加えて各種委員の推薦についてもこの場で推薦したいと思いますが、これに対して異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議ないと認めます。 互選及び推薦の方法について、意見をお伺いいたします。 中西議員。
中 西 議 員	議長から指名をいただいて、別室で選考していただきたいと思います。
上滝新議長	先ほどのとおり、選考委員として下中議員、山本議員、上滝、この 3 名で別室にて、ちょっと時間かかりますが、選考させていただきたいと思います。よろしいですか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議ないということで、よろしく願いを申し上げます。

向井 事務局 長	暫時休憩させていただきます。 (午前 11 時 57 分 休憩) (午後 0 時 03 分 再開) 再開いたします。 選考の結果を事務局から報告願います。 【事務局からの選任結果の発表】 失礼します、報告させていただきます。 総務文教厚生委員会委員長に 山本義史議員、副委員長に 辻内正誠議員。 産業建設委員会委員長に 中西利彦議員、副委員長に 長谷政和議員。 議会運営委員長に 西澤巧平議員、副委員長に 下中一平議員。 予算決算特別委員会委員長に 上麻里議員、副委員長に 下中一平議員。 庁舎整備等に関する調査特別委員会委員長に 辻内正誠議員、副委員長に 澤木久美子議員。 吉野町人権施策協議会委員に 長谷政和議員、下中一平議員。 吉野町住宅入居者選考委員会委員に 澤木久美子議員、上麻里議員、山本義史議員。 吉野町営住宅並びに賃貸施設入居者選考審議会委員に 澤木久美子議員、上麻里議員、山本義史議員。 吉野町定住促進戸建て住宅並びに集合住宅審査委員会委員に 澤木久美子議員、上麻里議員、山本義史議員。 吉野町都市計画審議会委員に 長谷政和議員、澤木久美子議員、辻内正誠議員、下中一平議員。 三町村広域行政推進協議会委員に 上麻里議員、下中一平議員、上滝義平議員。 吉野町国民健康保険運営協議会委員に 中西利彦議員。
---------------------	--

上滝新議長	吉野町総合計画策定審議会委員に 辻内正誠議員、下中一平議員。 以上です。 ただいまの報告のとおりいたしたいと思いますが、そのことに対して異議は ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 したがって報告のとおり、選任及び推薦することに決定いたしました。 自席にてご休憩をお願いします。 （ 午後 0 時 06 分 休憩 ） （ 午後 0 時 08 分 再開 ） 再開いたします。 皆様のご協力によりまして、役員選出等、予定しておりました日程がすべて 終了いたしました。 議会運営委員会委員長と相談の結果 10 日 午後 0 時 40 分から 議会運営委員会 11 日 午前 10 時から 本会議 2 日目 を開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。 本日はこれを持ちまして散会いたします。ご協力ありがとうございました。 （ 午後 0 時 09 分 散会 ）
-------	---

令和7年第1回吉野町議会定例会会議録（第2日目）

1. 招集年月日 令和7年3月11日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 3月11日 午前10時00分開会
4. 応招議員

1番	長谷政和	2番	澤木久美子
3番	上麻里	4番	辻内正誠
5番	下中一平	6番	山本義史
7番	上滝義平	8番	中西利彦
9番	西澤巧平		
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町長	中井章太	副町長	和田圭史
教育長	土居正明	参事兼政策戦略課長	小原壮平
総務課長	戸毛祥博	協働のまち推進課長	井本光亮
町民税務課長	玉村陽子	長寿福祉課長	吉村直樹
暮らし環境整備課長	紺田正俊	上水道推進室長	辰巳史憲
産業観光課長	中尾勇	教育次長	丸上晶
教育総務課長	辻中哲也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局長	向井啓主	主任	坂本やよい
----	------	----	-------
10. 議事日程

日程1	議長の諸報告について
日程2 承第1号	令和6年度吉野町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
日程3 議第1号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
日程4 議第2号	吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関

		する条例を制定することについて
日程 5	議第 3 号	吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
日程 6	議第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程 7	議第 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程 8	議第 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程 9	議第 7 号	吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程 10	議第 8 号	吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
日程 11	議第 9 号	吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて
日程 12	議第 10 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程 13	議第 11 号	吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
日程 14	議第 12 号	吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
日程 15	議第 13 号	吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて
日程 16	議第 14 号	吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて
日程 17	議第 15 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について
日程 18	議第 16 号	債権の放棄について
日程 19	議第 17 号	令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号につ

いて

日程 20 議第 18 号 令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 21 議第 19 号 令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 22 議第 20 号 令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 23 議第 21 号 令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について

日程 24 議第 22 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程 25 議第 23 号 令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程 26 議第 24 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程 27 議第 25 号 令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程 28 議第 26 号 令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程 29 議第 27 号 吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて

日程 30 一般質問

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上 滝 議 長	ただいまの出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。 開会にあたり町長よりごあいさつをお願いいたします。 中井町長。
中 井 町 長	本会議第2日目、開会にあたりあいさつ並びに施政方針を述べさせていただきます。 まずは、昨日、本会議にて令和7年度の新たな議会の体制を決めていただきました。今、吉野町は非常に大きな課題に直面しております。そのような中で、二元代表制の一翼を担う議会、そして町政と両輪でしっかりと議論を深めながら、町制を前に進めていきたいと考えておりますので、どうぞ皆さん方にも、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。 本定例会に上程させていただく議案でございますが、専決処分の承認が1件、条例の制定が3件、条例の一部改正が10件、条例の廃止が2件、協議会の廃止が1件、債権の放棄が1件、補正予算案件が4件、当初予算案が6件でございます。慎重審議賜りますようお願い申し上げます。 それでは、令和7年度の施政方針をお手元に配付しておりますけれども、述べさせていただきます。 【はじめに】 本日、ここに令和7年度の一般会計予算をはじめとする各議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に向けての所信の一端と重点施策の概要について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。 所信の表明に先立ち、昨年1月1日に最大震度7を記録する「令和6年能登半島地震」が発生し、北陸地方を中心に甚大な被害をもたらしました。同年9月には「令和6年奥能登豪雨」が発生し、地震の被災地にさらなる被害がもたらされました。被災された多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い被災地域の復旧、復興を重ねてお祈り申し上げます。

さて、議員の皆様におかれましては、このたびの任期満了に伴う吉野町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の信託を受け、当選の栄に浴されましたこと、心よりお慶びを申し上げます。

大きな町政課題に直面している今、二元代表制の一翼を担う議会の皆様と協力し、まちの未来を創造してまいりたいと考えています。新たな議会体制のもと、町政の課題解決・町の活性化などに向けて、活躍されることをご期待申し上げます。

【令和 6 年度を振り返って】

昨年 2 月より吉野町長として 2 期目の任期を務めさせていただき、引き続き町民の皆様、町議会の皆様と共に、『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる吉野町』というスローガンのもと、様々な事業を実施してまいりました。

主な取り組みとしまして、旧吉野小学校学校跡地の利活用について、事業者を公募し、株式会社奥村組より研修・観光施設及び地域の交流の拠点としての提案をいただき、「旧吉野小学校学校跡地利活用事業者選定委員会」の選定結果を踏まえ、同社と基本協定を締結しました。現在、建築基準法 12 条 5 項の報告に向けた調査等を進めています。

新庁舎整備事業の推進については、『吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会』からの答申を受け、「吉野町新庁舎整備基本構想」を策定しました。昨年、先の 12 月議会において、答申を尊重する「吉野町役場の位置を定める条例」の一部改正案をご審議いただきましたが、残念ながら否決となりました。ただ、老朽化した役場本庁舎では災害時の業務継続に支障が生じ、町民の命を守る使命が果たせなくなる可能性があることから、解決策を検討し吉野町の未来につながる選択ができるよう努めています。

観光に関しては、「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録 20 周年を迎え、その中核資産である吉野山を中心に、地域の価値や魅力を国内外にアピールするため、官民あげて様々な事業を実施いたしました。20 周年記念事業を単なるイベントに終わらせず、世界遺産の意義を次世代に継承できるような活動を引き続き展開していきたいと考えています。

地域公共交通の課題解決に向けては、南奈良総合医療センターへの乗合タクシー実証試験を実施し、町民ニーズの把握に努めました。

安心・安全に欠かせない水道事業については、「施設や設備の強じん化」、「単独経営より低い水道料金」等を実現するために、令和7年4月の県域水道一体化への円滑な移行に向けた手続きを進めてまいりました。

町のプロモーションに関しては、町民の皆様の利便性向上、町外の方に対して吉野への関心を高めていただくために、本年2月に町ホームページのリニューアルを行いました。あわせて、本町において著しい人口減少が進む中、「町を持続的に発展させていくための関係人口創出・獲得」を目標に、「挑戦の地、吉野」をコンセプトとした、シティープロモーションサイトを作成いたしました。

これらの事業を踏まえ、令和7年度におきましても現在の取り組みを更に進化させ、新たな挑戦へとつなげてまいりたいと考えています。

【国の状況】

政府が国会に提出した令和7年度一般会計予算（案）では、「こども・子育て政策の抜本強化」、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の創設、「防災体制・施策の抜本強化」など、当町の抱える課題に直結する取組に係る施策をされています。

町政運営を行う上では、国の動向を注視し、財源の確保を図り、中長期的な観点から健全な財政運営を戦略的に進めていくことが求められています。

【本町の財政状況】

本町の財政状況は、日本社会において深刻化する人口減少や少子高齢化の進展により、厳しい状況が続いています。歳入では、自主財源の根幹をなす町税については、引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるとともに、一般会計の歳入の4割以上を占める地方交付税も物価高騰等の影響も反映され、来年度は増額が見込まれるものの、あわせて歳出も増加することから、財源不足を財政調整基金等の繰入金で補わざるを得ない状況が続いています。

今後、庁舎整備にかかる経費等、財政需要の増加が見込まれますが、財政の健全化を図りながら住民サービスの維持・向上を図るため、10年先、20年先の財政状況を見据えた持続可能なまちづくりにつながる効率的・効果的な行財政

運営を行う必要があります。このような財政状況の中で、町の将来も見据え、様々な課題を解決していくために、着実に取組を進めてまいりたいと考えています。

【3つの重点事業】

① 旧吉野小学校学校跡地利活用の推進

一つ目は『旧吉野小学校学校跡地利活用の推進』です。昨年締結した基本協定を受け、引き続き株式会社奥村組と連携し、建築基準法 12 条 5 項の報告に向けた調査等を実施するとともに、令和 9 年 4 月の新施設オープンに向けて施設の整備に関する調整を進めてまいります。また、新施設は避難所として防災の拠点機能も有することから、防災面での連携を進めるための調整も行っております。

② 新庁舎整備の推進

二つ目は『新庁舎整備の推進』です。南海トラフ地震等今後予想される大規模災害のリスクが高まる中で、「働く職員の命」、「訪れる来庁者の命」を守るため、現庁舎での行政サービスを提供する環境を一日でも早く改善します。優先すべきは命であり、災害に強い「まち・ひとづくり」の推進、町民の命を守り、次世代につながる新庁舎の早期整備を図ります。議員の皆様への丁寧な説明と情報共有のもと、議論を深め解決策を導き出したいと考えておりますので、深いご理解とご協力をお願い申し上げます。あわせて、行政サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、「吉野町行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会」の答申も踏まえ、上市地区を起点とした吉野町のまちづくりについて、拠点形成も含めた議論・検討を進めてまいります。

③ 二地域居住の推進

三つめは『二地域居住の推進』です。地方への人の流れの創出・拡大を通じて地域の活性化を図るため、国において二地域居住に向けた施策、取組が本格化しています。本町におきましても関係人口・定住人口の増加に向けて、二地域居住に向けた取組を加速させてまいります。昨年実施した「ふるさと吉野への愛を紡ぐ集い」（吉野町にゆかりのある町外の企業の方を対象にしたトッププロモーション事業）又、2019 年からスタートした町のリピータ

一を増やす「TENJIKU 吉野」事業などを軸に吉野ファン拡大事業に取り組みます。

更に令和 7 年度におきましては、町が所有する空き家を活用し、移住体験施設の整備を行います。

【主要施策の推進】

●政策 1：人を育む吉野町

政策 1 は「人を育む吉野町」です。吉野さくら学園について、国の GIGA スクール構想第 2 期に合わせ、児童・生徒の端末等を更新・整備するとともに、自転車通学する中学生のうち、希望者のスクールバス利用を可能とし、バス利用料金の無償化を図ります。また、令和 8 年度の中学校の休日部活動の円滑な地域移行に向けて準備を進めてまいります。吉野こども園については、改修に向けて引き続き設計・工事を進めます。

子ども・子育て支援については、「吉野町こども家庭センター」を長寿福祉課内に機能設置し、母子保健機能と児童福祉機能が一体となって妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援に対応していきます。また、地域のこどもの生活支援を強化するため、こども食堂を定期的を開催します。また、町の適正な事務執行を確保するための組織管理基本方針を定め、全庁的な組織管理を進めてまいります。民間企業のノウハウを活用し、地域課題の解決を図る地域活性化企業人制度等の活用も積極的に進めてまいります。

●政策 2：循環と発展をめざす吉野町

政策 2 は「循環と発展をめざす吉野町」です。観光面では令和 6 年度に策定する「吉野町観光振興計画」に基づき、インバウンド誘客に向けた環境整備や近鉄沿線の駅を起点とした二次交通の充実にも取り組んでまいります。

史跡宮滝遺跡及び周辺環境整備については、企業版ふるさと納税等も活用し引き続き実施してまいります。また、令和 7 年 4 月から開催される「大阪・関西万博」に出展し、吉野杉のベンチを通して吉野の木や歴史・文化資源の魅力を発信し、オープンファクトリーなどの誘客を目指してまいります。

地域公共交通については、住み続けることができる持続可能な地域交通を目指し、昼間の日常生活を支える地域住民による共助版ライドシェア、夜間

のにぎわい創出につながる共助版ライドシェアの実証試験運行を支援してまいります。

●政策 3：安心できる吉野町

政策 3 は「安心できる吉野町」です。新型コロナワクチン接種費用の一部を負担継続するとともに、新たに定期予防接種化される带状疱疹ワクチンについても、一部公費負担を実施いたします。吉野広域行政組合において、令和 7 年度から実施される、さくら苑施設の改修等に要する費用の一部を負担します。鳥獣害防止対策については、安心して耕作していただくため、引き続き新規防護柵設置等に対する補助を実施します。また、経営状況や財政状況の明確化、適正な資産管理・維持管理等を図り、持続的で安定した運営を目指すため、下水道・農業集落排水事業に公営企業会計を導入いたします。防災面では、防災マップの更新を図るとともに、災害時に備えた物資の備蓄を進めてまいります。多文化共生社会の実現に向けては、令和 4 年度から文化庁の採択を受けて取組んできた「吉野つながる日本語教室」を、まちづくり基本条例に規定する多文化共生の地域づくりを具現化する取組として継続できるよう進めてまいります。

●政策 4：持続可能な吉野町

政策 4 は「持続可能な吉野町」です。職員の業務負担を軽減し、住民への直接的なサービス提供の充実を図るため、自治体情報システムの標準化・共通化を進め、令和 7 年度中に新システムに移行します。また、持続可能な町財政を目指し中期財政計画の見直しを行います。財源の確保に関しては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を推進するとともに、官民連携による自主財源の確保にも努めてまいります。

【当初予算案の規模】

令和 7 年度 当初予算案の規模は、

一般会計 64 億 3,200 万円、対前年度当初予算比 3 億 3,300 万円、5.5%の増加となりました。

特別会計は 24 億 4,260 万円、対前年度比 1,460 万円の減少となりました。

また、吉野町下水道事業特別会計は 3 億 6,543 万円、

吉野町農業集落排水事業特別会計は 4,602 万円となっております。

提出いたしました各会計予算案の概要並びに詳細につきましては、各担当課長等から説明することといたします。

【むすびに】

令和 7 年度は大阪・関西万博が開催され、第 5 次吉野町総合計画の後期計画の策定年度となります。また、令和 8 年度には吉野町町制施行 70 周年の節目の年を迎えます。町内外に向けて吉野町の魅力を発信する絶好の機会であるとともに、将来のまちづくりに向けて道筋をつける重要な時期にさしかかっています。

吉野町は、「豪雨災害・異常気象など激甚化する災害」、「地震災害のおそれ」といった【安心・安全】上の課題、また「消滅可能性自治体として上位に位置づけられ」、「労働力不足や生活基盤の維持困難化」といった【人口減少・高齢化の進展】する環境におかれています。そうした中、町を持続的に維持・発展させるための今後のまちづくりの方向性として、歴史に学び「人口流動社会の実現」、「資産活用と拠点形成」、「町民の命を守り未来を創る」の 3 点を意識して取組を進めてまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、引き続きご指導とご支援をお願い申し上げますとともに、提案いたしました令和 7 年度当初予算案はじめとする諸案件につきまして、ご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、令和 7 年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

改めまして、本日 3 月 11 日は東日本大震災から 14 年目を迎える年でございます。今、復興の在り方が、様々な課題が人口減少により出ております。立派な公共施設が出来てもそこに人が住まない。立派な施設が出来て、今後、公共施設の維持費用が増加して財政負担が大きくなる。そのような状態が今、復興地でも起きております。改めて、今、吉野町がおかれた状況の中で事前の防災、そしてまた、事前の復興を意識してこれから進む人口流出、物価高等々、これからいろんな部分で費用が増してこようことが考えられます。その中で、まちづくりを早く進めることで費用等を抑えられること、人口流出を抑えられることもあろうかと思っています。

上 滝 議 長	改めて、今回の議会におきましては大きな庁舎問題もあります。議員の皆さん方と議論、そしてまた、議員さん同士の討論も含めてまちづくりを前に進めるような議会になりますよう、改めまして慎重審議をお願い申し上げ、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 中井町長、ありがとうございました。 日程 1 議長 の諸報告に入ります。 会議規則第 128 条第 1 項ただし書の規定によりまして、閉会中の議員派遣の報告書を別紙のとおり提出しておりますので、ご覧の上ご了承願います。 日程 2 承第 1 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 小原参事。
小 原 参 事	それでは、提出議案等説明資料の 2 ページをご覧くださいと思います。 承第 1 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについて」でございます。 こちらは地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行った一般会計補正予算につきまして、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分事項は、令和 6 年度吉野町一般会計補正予算第 5 号、専決処分日は令和 7 年 1 月 17 日でございます。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,183 万 1,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算額を 64 億 7,530 万 8,000 円とするものでございます。

歳入の補正といたしましては、15 款「国庫支出金」物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,065 万 1,000 円の増でございます。21 款「諸収入」につきましては、小中学校給食材料費徴収金 882 万円の減、こちらは先ほどの臨時交付金により令和 6 年度の小中学校児童・生徒の給食費を無償化するものでございます。

続きまして歳出でございます。3 款「民生費」で、老人福祉事業 147 万 6,000 円、障害福祉総務事業 14 万 4,000 円は、それぞれ福祉事業所及び障害福祉サービス事業所の車両燃料高騰費相当分を支援するものでございます。それから、低所得者支援給付金事業 4,183 万 6,000 円は、住民税非課税世帯等に対し 1 世帯あたり 3 万円の給付、18 歳以下のこども 1 人あたり 2 万円の加算給付を行うものでございます。こども応援ギフト交付事業 1,917 万 5,000 円につきましては、18 歳以下のこども 1 人あたり 3 万円のギフトカード等を交付するものでございます。続きまして 4 款「衛生費」町民生活負担軽減事業 920 万円、こちらは町内全世帯に対しまして、1 世帯あたり可燃ごみ袋（大）を 100 枚配布するものでございます。説明は以上でございます。

ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

（ 「 質 疑 な し 」 の声あり ）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本件を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。

よって本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

日程 3 議第 1 号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務

戸 毛 総務課長	局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛総務課長。 それでは、議第 1 号につきまして、議案等説明資料 3 ページのほうでご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 議第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてでございます。 まず、制定の主旨でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、吉野町の関係条例を整備するものでございます。根拠法令につきましては、記載のとおりでございます。 2 番目、改正する条例は、第 1 条の吉野町一般職の職員の給与に関する条例から第 8 条吉野町議会の個人情報保護に関する条例までを一括で整備をいたします。改正の概要についてご説明いたします。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が廃止され、これらに代えて、新たに拘禁刑が創設されましたことに伴いまして、吉野町の関係条例において規定している懲役・禁錮刑をいずれも拘禁刑に改正するものでございます。この件につきましては、1 月までに検察庁との協議を終えましたので今回の上程となっておりますことを申し添えます。 なお、施行期日につきましては令和 7 年 6 月 1 日を予定しています。 ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 上 滝 議 長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ
---------------------	--

紺田暮らし環境整備課長	んか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 4 議第 2 号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 紺田課長。 失礼いたします。 それでは、議案等説明資料の 4 ページをお願いします。 議第 2 号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定することについて」ご説明させていただきます。 目的につきましては、吉野町の下水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業につきましては、令和 7 年 4 月から地方公営企業法を適用することからこの条例を制定するものでございます。根拠法令はお示しのとおりでございます。 概要につきましては、第 2 条におきまして法令等の財務規定の適用としまして、地方公営企業法及び同法施行令に規定する財務規定等を適用するものでございます。第 4 条につきましては重要な資産の取得及び処分、第 5 条につきましては議会の同意を要する賠償責任の免除、第 6 条といたしまして会計事務の処理、第 8 条といたしまして業務状況説明書の作成でございます。そして、附則といたしまして、関連する条例の廃止といたしまして、吉野町下水道事業特別会計条例及び吉野町農業集落排水事業特別会計条例は廃止するものでございます。
--------------------	--

上 滝 議 長	施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日でございます。 ご承認のほどよろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 ないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 5 議第 3 号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 紺田課長。
紺 田 暮らし環境 整備課長	失礼します。 議案説明資料 5 ページ、議第 3 号について説明させていただきます。「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて」ご説明させていただきます。 目的につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、吉野町下水道事業及び農業集落排水事業において毎年度生じます剰余金の処分及び欠損の処理について必要なことを定めるものでございます。根拠法令はお示しのとおりでございます。 対象といたしまして、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業、そ

上滝議長	して農業集落排水事業の毎年度生じる剰余金の処分、欠損の処理を1条で定めております。第2条といたしまして利益処分の方法及び積立金の取り崩し、そして第3条につきましては資本剰余金について、そして第4条につきましては欠損の処理について示しております。 施行期日につきましては、令和7年4月1日でございます。 ご承認ほどよろしく申し上げます。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程6 議第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。
戸毛 総務課長	失礼いたします。 それでは、議第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議案説明資料6ページに基づきご説明をさせていただきます。 本条例の一部改正の改正の主旨でございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整

上 滝 議 長	備を図るものでございます。目的につきましては、地方公務員法第 24 条の規定、いわゆる、勤務時間その他勤務条件の根本基準の規定に基づきまして、本町職員の勤務条件を国家公務員に準じたものにするために改正するものでございます。根拠法令につきましては記載のとおりでございます。 改正の概要でございますが、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、3 歳未満の子どもから小学校就学以前の子。また、仕事と介護の両立に必要な支援制度を選択できるような支援、支援制度の周知、意向確認、支援制度に関する早期の情報提供、職場環境の整備を改正するものでございます。 なお、施行期日につきましては公布の日とさせていただきます。 以上、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 7 議第 5 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。 戸 毛
	失礼いたします。

総務課長	それでは、議第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議案説明資料 7 ページに基づきご説明をいたします。 改正の主旨でございますが、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、引用条文の変更するものでございます。目的につきましては記載のとおり、法改正に伴い引用されている条文に変更が生じるものでございます。 改正の概要でございますが、第 18 条第 3 項関係におきまして、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う所要の字句改正、それから引用条文が変更になりますので、あわせてその改正を行うものでございます。 施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。 ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 8 議第 6 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。

戸 毛 総務課長	失礼いたします。 それでは、議第 6 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、議案説明資料 8 ページに基づきご説明をいたします。 今回の条例の一部改正の主旨でございますが、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の期末手当支給月数の見直しを行い、また、地域手当を支給するものです。後ほど出てまいります、人事院勧告等国家公務員の改正に伴い、これあと一般職の条例改正も提案いたしますが、それに準じて改正をするものでございます。目的等につきましては、国家公務員の給与改定に準じた本町の一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の職員の期末手当等について必要な見直しを行うものでございます。根拠法令につきましては記載のとおりでございます。 改正の概要についてご説明をいたします。まずは地域手当 2%の支給、期末手当の支給月数の改正、記載しておりますように常勤の特別職、町長・副町長の期末手当の支給月数を現行の 2.8 から 2.85 月に改正するものでございます。 施行期日についてでございますが、令和 6 年度に改定するものについては公布の日、また地域手当等第 2 条につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。 以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 上滝議長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。
---------------------	--

戸 毛 総務課長	よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 9 議第 7 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。 失礼いたします。 それでは、議第 7 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」議案説明資料 9 ページに基づきご説明を申し上げます。 本条例の一部改正の主旨でございますが、国家公務員の給与改正に準じまして、本町の一般職の職員の給与を国家公務員の給与に準じたものとして改正するものでございます。目的につきましては、地方公務員法第 24 条の規定により、職員の給与は国の給与等を考慮して定める必要があるために改正を行うものでございます。根拠法令については記載のとおりでございます。 改正の概要についてご説明を申し上げます。国の給料表の改定に準じた給料表の改定を行います。また地域手当の 2%の支給を行います。通勤手当の上限、5 万 5,000 円から 15 万円に改正を予定しております。管理職の特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間の拡大、段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を 1 万 3,000 円に引上げていくものでございます。また、表としてまとめておりますが、期末手当及び勤勉手当の支給月数を表のとおり改正するとしております。 施行期日でございますが、6 年度に関係するもの、第 1 条関係につきましては公布の日、また地域手当等 7 年度に係るものにつきましては、令和 7 年 4 月 1 日の施行を予定しております。 ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
---------------------	--

上滝議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本件を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 10 議第 8 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。
戸 毛 総務課長	失礼いたします。 それでは、議第 8 号 吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することにつきまして、議案説明資料 10 ページに基づきご説明をさせていただきます。 本条例の改正主旨でございますが、先ほどご説明いたしました本町一般職の職員の給与改正に準じまして、本町の会計年度任用職員の方につきましても、給与を一般職の職員の給与に準じた形で改正するものでございます。目的といたしましては、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、本町の一般職の給料表を改めることから、会計年度任用職員の給料表を一般職の給料表に準じたものとして改正を行うものでございます。根拠法令につきましては記載のとおりとしております。

上 滝 議 長	改正の概要でございますが、一般職の職員に準じた給料表の改定を別表のとおり改正を予定しております。改正の例といたしましては、一般行政職の 1 級 1 号給の時給を 131 円引き上げるような形で給料表を改定してまいります。また、地域手当につきましてもフルタイム、パートタイム、それぞれについて 2% の支給をするものとして改正条例を上程させていただいております。 施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。 以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本件を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 11 議第 9 号「吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。
戸 毛 総 務 課 長	失礼いたします。 それでは、議第 9 号 吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することにつきまして、議案説明資料 11 ページに基づきご説明をいたします。

上 滝 議 長	改正主旨でございますが、技能労務職員に關します地域手当、再任用職員に住居手当等を支給するものでございます。目的等につきましては、先ほどから説明をしておりますとおり、国家公務員の給与改定が行われることに伴い、手当の支給拡大においても国家公務員に準じた改正を行うものでございます。根拠法令は記載のとおりでございます。 改正概要につきましては、地域手当、全職員対象。それから再任用職員につきましては、住居手当の支給を新たに追加するものでございます。なお、給料表等につきましては、技能労務職につきましては規則で改定することになっておりますので、今回は手当の分、条例に該当しておる分を上程するものでございます。 以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本件を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 12 議第 10 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 玉村課長。
---------	--

玉村町民 税務課長	失礼いたします。 議第 10 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」議案説明資料の 12 ページを基に説明させていただきます。 改正の主旨でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う改正でございます。根拠法令は、お示しのとおりでございます。 改正する条例は吉野町国民健康保険税条例で、概要といたしまして、賦課限度額の見直しでございます。国民健康保険税条例の後期高齢者支援等賦課額に係る賦課限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるものです。国民健康保険税は、令和 6 年度から県内保険税水準の統一化が完了しております。賦課限度額は、県内保険税水準、統一水準化の関係により、標準保険税率を算定した時点での政令に定められている価格で統一するよう、県から指示されておりますため今回の見直しをするものです。 施行の期日は令和 7 年 4 月 1 日です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 上滝議長 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本件を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本件は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 13 議第 11 号「吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。
----------------------	---

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛課長。

戸 毛
総務課長

失礼いたします。

それでは、議第 11 号 吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することにつきましてご説明を申し上げます。議案説明資料 13 ページに基づきご説明をさせていただきます。

改正の主旨でございますが、先ほど議案の朗読にもありましたように、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に規定される、消防団員等公務災害補償等共済基金または、指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに 35 年以上区分が追加され、令和 7 年 4 月 1 日施行であることから、本町の条例につきましても吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例をこれにあわせて改正するものでございます。目的につきましては記載のとおり、いわゆる消防団員の団歴が長くなってまいりまして、また、より一層を長く活躍していただけるようなこともありまして、新たに 35 年以上の項目を設けるものでございます。

改正に関する概要として、改正概要で別表を記載させていただいておりますが、30 年以上 35 年未満まででしたものを、35 年以上のものを規定を設けまして、新たに退職金の支給に関する条例を整備するものでございます。

施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

上 滝 議 長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本件を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませ

戸 毛 総務課長	んか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本件は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 14 議第 12 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。 失礼いたします。 それでは、議第 12 号 吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきまして、議案説明資料を 14 ページに基づきご説明をいたします。 今回の改正の主旨でございますが、先ほどからご説明をしておりますとおり、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正、法律施行に伴い改正をするものでございます。目的でございますが、一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、公安職俸給表及び扶養手当支給額が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が令和 7 年 4 月 1 日施行予定であることから、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、それを合わせたものに一部改正するものでございます。根拠法令につきましては記載のとおりということになっております。 改正概要でございますが 3 点ございます。吉野町消防団員等に関する損害賠償に係る補償の基礎額を表に記載しておりますが、それを引き上げるものでございます。また 2 番目、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,000 円から 9,700 円に、また最高額を 1 万 4,200 円から 1 万 4,500 円に、3 番目、扶養に係る補償基礎額の加算額を次のとおり加算するという事で、いわゆる第 1 号から第 6 号等の加算額につきまして、配偶者につきましては 100 円に、残り
---------------------	---

上 滝 議 長	につきましては 383 円に引き上げるということで、これも先ほど説明ありましたように扶養の見直し等のことがございまして、これに合わせて改正するものでございます。 施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日を予定しております。 ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。 日程 15 議第 13 号「吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 辰巳室長。
辰巳上水道 推進室長	それでは失礼します。 議第 13 号「吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて」議案説明資料 15 ページに基づき説明させていただきます。 廃止の主旨でございますが、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、吉野町水道事業の全部を廃止するため、関係する条例の廃止及び改正を行うものであります。

	廃止する条例ですが、吉野町水道事業の設置に関する条例、吉野町水道事業職員の給与の種類及び基準並びに旅費に関する条例、吉野町水道事業給水条例、吉野町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。 続いて改正する条例でございます。吉野町職員定数条例、吉野町歴史的景観保全条例、吉野町下水道条例、吉野町議会委員会条例でございます。 なお、施行期日は令和7年4月1日です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
上 滝 議 長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。
	日程 16 議第 14 号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ）
紺 田 暮らし環境 整備課長	説明を求めます。 紺田課長。 失礼します。 議第 14 号 吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについてご説明をさせていただきます。議案説明資料 17 ページでござ

	います。 目的等につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでございます。 条例の概要につきましては、吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止するものでございます。経過措置といたしまして、旧条例第 9 条に規定する許可または第 10 条に規定する変更許可を受けた土砂埋立て等を行っているものにつきましては、従前の例によるものでございます。また、この条例の施行前になされた旧条例の処分につきましても、同じく従前の例によるものでございます。 なお、施行期日につきましては、令和 7 年 5 月 7 日でございます。 ご審議のほどよろしくお願いします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 17 議第 15 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 辰巳室長。
上 滝 議 長 辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。 議第 15 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議につい

	て」議案説明資料 18 ページです。 協議の主旨といたしまして、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を廃止するため、関係地方公共団体と協議を行うものであります。根拠法令は、地方自治法 252 条の 6 及び 290 条でございます。 協議する地方公共団体といたしまして、奈良県、奈良県広域水質検査センター組合、磯城郡水道企業団及び 22 の市町村でございます。 廃止日は令和 7 年 3 月 31 日です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本件を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 18 議第 16 号「債権の放棄について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 辰巳室長。
上 滝 議 長 辰巳上水道 推 進 室 長	失礼します。 議第 16 号「債権の放棄について」議案説明資料 19 ページでお願いします。 議案の主旨でございます。破産、債務者の死亡、所在不明等の理由により、回収の困難な水道料金の債権を放棄するものでございます。

上 滝 議 長	概要といたしまして、債務者数 114 人、権利を放棄する金額が 383 万 2,481 円。権利の放棄の理由といたしまして、破産、債務者の死亡、所在不明等の理由により債権の回収が著しく困難なためでございます。 債権放棄の時期ですが令和 7 年 3 月 31 日です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、産業建設委員会に付託することにいたします。 日程 19 議第 17 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 小原参事。
小 原 参 事	失礼いたします。 提出議案等説明資料の 20 ページをご覧ください。議第 17 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号について」ご説明させていただきます。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,834 万 7,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出の予算額を 64 億 9,365 万 5,000 円とするものでございます。 繰越明許費につきましては、2 款「総務費」2 項「企画費」の地域政策総務事業から 9 款「教育費」4 項「社会教育費」の中央公民館等管理運営事業までの 12 事業、合わせて 1 億 4,601 万 4,000 円でございます。 地方債の補正につきましては、変更はこども園施設整備及びカヌー艇庫等整

備で事業費の減額による変更、また、通学バスの更新の財源の変更によります補正、廃止は廃棄物運搬施設等整備でゴミ収集車購入の事業費の減額による補正を行うものでございます。

続きまして、歳入の補正でございますが、11 款「地方交付税」7,893 万 4,000 円に関しては、普通交付税の再算定に伴う増額によるものでございます。15 款「国庫支出金」は就学前教育・保育施設整備交付金 400 万円、へき地児童生徒援助費等補助金としまして 300 万円の減、また、介護保険事業費補助金として 23 万 1,000 円の増、合計で 676 万 9,000 円の減でございます。16 款「県支出金」は住宅新築資金等貸付助成事業補助金としまして 719 万円の増。19 款「繰入金」は給与改定に伴う介護保険特別会計からの繰入金としまして 8 万円の増。20 款「繰越金」につきましては 2,442 万 2,000 円の増。21 款「諸収入」につきましては住宅新築資金等貸付金としまして 959 万円の増。22 款「町債」につきましては 9,510 万円の減額で先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして歳出でございます。全款にわたり職員給与費で合計 4,377 万 5,000 円の増額でございます。こちらは令和 6 年度の給与改定等に伴いまして増額したものでございます。また、3 月末の退職者の退職手当組合への特別負担金も合わせてございます。2 款「総務費」その他特定目的基金積立金 7,000 万円につきましては、普通交付税の増額に伴う減債基金への積立てを行うものでございます。3 款「民生費」は給与改定、介護サービス給付費の増額による介護保険特別会計への繰出金の増額 155 万 2,000 円。よしのこども園管理総務事業、こども園改修工事費 8,464 万 5,000 円の減額でございます。4 款「衛生費」暮らしによりそう環境美化推進事業で 1,000 万円の減は、ゴミ収集車購入費の減額でございます。7 款「土木費」下水道事業特別会計繰出金で 516 万 7,000 円の増額、こちらは給与改定及び令和 7 年 4 月 1 日からの下水道会計の地方公営企業法適用に伴いまして、2 月 3 月分の使用料が、令和 6 年度決算では未収となる分を繰り出しするものでございます。最後に 9 款「教育費」750 万 2,000 円の減額は、カヌー普及事業でカヌー艇庫法面改修工事費の減額でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします

上滝議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本件は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 20 議第 18 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 吉村長寿福祉課長。どうぞ。
吉村長寿福祉課長	議第 18 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」議案説明資料 22 ページを基に説明申し上げます。 保険事業勘定でございます。1 補正予算の概要といたしまして、歳入歳出の補正、補正前の額 12 億 5,873 万 7,000 円。補正額 907 万 9,000 円。補正後の歳入歳出予算額といたしまして 12 億 6,781 万 6,000 円となります。 歳入の補正、01 款「保険料」178 万 5,000 円から 06 款「繰入金」歳入合計といたしまして 907 万 9,000 円でございます。 歳出の補正でございます。01 款「総務費」46 万 2,000 円、こちらにつきましては一般管理事業システム改修委託料でございます。02 款「保険給付費」820 万円、居宅介護サービス給付事業の給付費の増でございます。03 款「地域支援事業費」33 万 7,000 円、これについては職員給与費、人勧分の増でございます。05 款「諸支出金」8 万円、こちらにつきましては一般会計で予算措置しております職員に対する繰出金の分の増でございます。歳出合計額 907 万 9,000 円。 ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 21 議第 19 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 紺田課長。 紺 田 議第 19 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」議案説明資料 23 ページでご説明させていただきます。 整備課長 補正予算の概要でございます。歳入歳出の補正といたしまして、補正前の額 2 億 1,070 万円に対しまして補正額 86 万 7,000 円でございます。補正後の歳入歳出予定額が 2 億 1,156 万 7,000 円になります。 歳入の補正でございます。「使用料及び手数料」といたしまして、下水道使用料 430 万円の減でございます。これにつきましては、令和 7 年 4 月 1 日から公営企業会計を適用するにあたりまして 2 月 3 月分の未収金でございます。そして「繰入金」といたしまして、一般会計からの繰入金 516 万 7,000 円でございます。 歳出の補正でございます。歳出の補正につきましては、給与改定等による職員給与費の補正 86 万 7,000 円でございます。 どうぞご審議のほど、よろしくお願いいたします。
-------------	---

上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 22 議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明をお願いします。 辰巳水道推進室長。
辰巳上水道 推進室長	失礼します。 議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」議案説明資料 24 ページに基づき説明させていただきます。 補正の概要ですが、収益的支出の補正、補正前の額といたしまして 4 億 955 万円、補正額 94 万円、補正後の額 4 億 1,049 万円。資本的支出の補正、補正前の額 3 億 4,726 万円、補正額 13 万円、補正後の額 3 億 4,739 万円。予算第 8 条に定める経費、補正前の額 5,065 万円、補正額 107 万円、補正後の額 5,172 万円でございます。いずれも給与改定による職員給与費の増となっております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
上滝議長	質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

小原 参事	おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 23 議第 21 号「令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して、直ちに説明を求めますが、本件につきましても、委員会で十分な議員との議論をする中でご説明をいただく中もありますので、そんな機会がありますのでもうごくごく簡単に歳入歳出を説明していただきたいと思います。 小原参事。 議第 21 号「令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について」ご説明いたしますが、まず 25 ページをお開きいただきたいと思います。 こちらのほうが、令和 7 年度吉野町一般会計及び各特別会計予算の案の概要となっております。こちらのほうで令和 7 年度予算、一般会計と各特別会計、それから前年度予算等の比較増減をいたしております。重点施策といたしましては、先ほど町長の施政方針にもございましたけども、旧吉野小学校学校跡地利活用の推進、新庁舎整備の推進、それから二地域居住の推進になってございます。令和 7 年度の新しい取組といたしましては、移住体験施設整備改修、持続可能な地域公共交通確保のための調査、インバウンド受入れ環境の整備などでございます。 それから、26 ページ、7 ページをおめくりいただきたいと思います。 こちらが令和 7 年度吉野町の一般会計予算（案）についてでございます。こちらは、令和 7 年度予算としまして 64 億 3,200 万円、前年度より 3 億 3,300 万円の増となっております。まず、債務負担行為でございますが、こちらの情報システム更新から小・中学校用パソコン端末更新まで、こちらのほうを、この
-------	---

上滝議長	期間、限度額として債務負担行為を設定するものでございます。それから地方債ですけども、こちらにつきましては、公共交通活性化対策から、次ページ渡ります 28 番の公共土木施設災害復旧まででございまして、限度額としまして過疎債のほうで 4 億 7,930 万円、その他が 1 億 1,950 万円、合計が 5 億 9,880 万円となっております。 それから、28 ページのほうをおめくりいただきたいと思います。 こちらは歳入でございます。まず、「町税」7 億 634 万 2,000 円から「町債」5 億 9,880 万円まで合わせまして、合計 64 億 3,200 万円の歳入となっております。 それから歳出でございすけども、こちらは「議会費」から「予備費」まで合計で 64 億 3,200 万円の歳出予算となっております。 それから、下の地方債の現在高並び令和 6 年度末及び 7 年度末における現在高の見込みといたしまして、令和 7 年度末の地方債の見込みといたしまして、59 億 990 万 4,000 円としております。 簡単でございすけども、一般会計のご説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 24 議第 22 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明をお願いいた
------	---

玉村町民 税務課長	します。 玉村町民税務課長。 失礼いたします。 議第 22 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算(案)につきまして、議案説明資料の 30 ページを基にご説明いたします。 予算の概要です。歳入歳出の総額 10 億 5,900 万円。 歳入が 1 款の「国民健康保険税」1 億 7,661 万 7,000 円から 8 款「諸収入」4 万 2,000 円までの合計 10 億 5,900 万円。 歳出が 1 款「総務費」985 万 4,000 円から 6 款「予備費」100 万円までの合計 10 億 5,900 万円です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 上滝議長 質疑を求めます。 (「 質 疑 な し 」 の声あり) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 25 議第 23 号「令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算(案)について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 玉村課長。 玉村町民 税務課長 失礼いたします。 議第 23 号 令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算(案)につしまし
----------------------	---

上 滝 議 長	て、議案説明資料の 31 ページで説明させていただきます。 予算の概要です。歳入歳出の総額 1 億 9,470 万円。 歳入が 1 款の「後期高齢者医療保険料」1 億 3,370 万 3,000 円から 5 款「諸収入」400 万 7,000 円までの合計 1 億 9,470 万円。 歳出が 1 款「総務費」391 万円から 4 款「諸支出金」50 万円までの合計 1 億 9,470 万円です。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 26 議第 24 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 吉村課長。
吉 村 長 寿 福 祉 課 長	失礼いたします。 議第 24 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」でございます。議案説明資料 32 ページをご覧ください。 予算の概要でございます。歳入歳出予算、保険事業勘定といたしましては 11 億 8,620 万円、サービス事業勘定 270 万円、合計 11 億 8,890 万円でございます。 歳入 保険事業勘定でございます。01 款「保険料」1 億 8,934 万 2,000 円から 08 款「諸収入」4 万円、歳入合計額 11 億 8,620 万でございます。

上 滝 議 長	歳出 保険事業勘定でございます。01 款「総務費」1,853 万 4,000 円から「予備費」1 万円、歳出合計額 11 億 8,620 万円でございます。 ページあたりまして 33 ページ、こちらにつきましてはサービス事業勘定でございます。 歳入 「サービス収入」65 万円から「繰越金」合わせまして歳入合計額 270 万円。歳出でございます。「サービス事業費」270 万円でございます。 ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 27 議第 25 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちにご説明をお願いいたします。 紺田課長。
紺 田 暮らし環境 整備課長	失礼します。 議第 25 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」ご説明させていただきます。議案説明資料 34 ページをお願いします。 業務の予定量でございます。処理区域内人口としまして 1,831 人。年間総汚水量としまして 17 万 5,456 立方メートル。1 日平均汚水量 480 立方メートル。 主な建設改良事業としまして 352 万円、丹治地内のマンホールポンプの更新工

上 滝 議 長	事でございます。 収益的収入及び支出でございます。収益的収入といたしまして 1 億 3,302 万 6,000 円。収益的支出としまして 2 億 1,085 万 5,000 円でございます。 資本的収入及び支出でございます。資本的収入といたしまして 1 億 5,275 万円。資本的支出といたしまして 1 億 5,457 万 3,000 円でございます。 特例的収入及び支出でございます。未収金といたしまして 445 万 3,000 円。未払金 61 万 5,000 円でございます。 企業債につきましては 8,380 万円を限度額とし、施設更新等を目的として使用させていただきます。 一時借入金といたしまして限度額 1,500 万円。 予定支出の経費の流用といたしまして、収益的支出及び資本的支出の各項間の流用でございます。 議会の議決を要する流用といたしまして第 8 条に定め、他会計からの補助金といたしまして、一般会計から補助を受ける額といたしまして 9,878 万 4,000 円でございます。 ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 質疑がないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 28 議第 26 号「令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明をお願いい
---------	--

紺田暮らし環境整備課長 上滝議長	たします。 紺田課長。 失礼します。 議第 26 号「令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」議案説明資料 36 ページでご説明させていただきます。 業務の予定量でございます。処理区域内人口といたしまして 133 人。年間総汚水量が 1 万 1,513 立方メートル。1 日平均汚水量が 32 立方メートルでございます。主な建設改良事業費 352 万円、機械化センター前のポンプの更新でございます。 収益的収入及び支出でございます。収益的収入といたしまして 1,644 万 8,000 円。収益的支出としまして 3,038 万 5,000 円でございます。 資本的収入といたしまして 1,551 万 1,000 円。資本的支出といたしまして 1,563 万 4,000 円でございます。 特例的収入及び支出でございます。未収金といたしまして 51 万 5,000 円でございます。 続きまして 37 ページ、企業債といたしまして起債の目的といたしましては、施設更新の工事等でございます。限度額を 740 万円と定めております。 一時借入金につきましては限度額 1,500 万円と定め、予定支出の経費の流用といたしまして、収益的支出及び資本的支出の各項間の流用でございます。 議会の議決を要する流用といたしまして第 8 条に定め、他会計からの補助金を一般会計から補助を受ける額 887 万 1,000 円と定めるものでございます。 ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案を予算決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ）
--------------------------------	---

戸 毛 総務課長	異議ないと認めます。 よって本案は、予算決算特別委員会に付託することにいたします。 日程 29 議第 27 号「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 戸毛課長。 失礼いたします。 議第 27 号「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」議案説明資料 38 ページに基づきご説明を申し上げます。 今回の改正の主旨でございますが、地域手当を支給するものでございます。目的につきましては、国家公務員の給与改定に準じまして、吉野町教育委員会教育長の手当支給の拡大を行うものでございます。根拠法令については記載のとおりでございます。 改正概要でございますが、教育長の給与条例に規定されております手当に地域手当 2%の支給を追加するものでございます。なお、この条例につきましては、他の額等につきましては、一般職の条例に準ずるものということになっておりますので念のため申し添えます。 施行期日につきましては、公布の日とさせていただきます。 以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
上滝議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。

本案を総務文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって本件は、総務文教厚生委員会に付託することにいたします。

続いて、一般質問に入るわけでございますけれども、時間のほうが 1 人大体 30 分以内となっておりますので、時間的に中途半端ですので休憩にしたいと思います。いかがなものでしょうか。

続いてやってよろしいかな。皆さんにお伺いするねけど。一般質問。時間的になあ。もう暫時休憩にしますか。

(「まだ、いけますやろ」 の声あり)

いけますか。

(「はい」 の声あり)

ああそうですか。せやけど町当局はどうですか。

(「大丈夫です」 の声あり)

大丈夫ですか。そしたら、ちょっと昼前でございましてけれども、続いて一般質問に入りたいと思いますが、準備の関係がございまして自席で待機願います。

再開いたします。

日程 30 一般質問に入ります。

山本義史議員より出されております

(1) 旧吉野小学校跡地の利活用について

の一般質問をお願い申し上げます。

山本議員。

山本議員

5 番 山本義史でございます。質問の機会を与えていただきありがとうございます

います。

吉野町議会議員選挙の後の一般質問で一番にあたりまして、非常に光栄に思っております。何回か言うたことあるのですが、この時間、私一人の時間ということで、町の執行部の方と色々な質問と答弁をいただくという、こういう大切な機会を与えていただいたことを非常に喜んでおりますとともに、選挙を通じまして吉野町民の方から色々な意見をいただいております。最も多い意見といたしますか疑問とか質問と言いますのは、やはり、庁舎の場所の問題というのが圧倒的に多いのですけれども、その次に旧吉野小学校跡地の利活用について、旧吉野小学校跡地どうなつとんのという、何であんなことになったのということが続いて多い問題でございます。庁舎問題については、委員会のほうでの話があると思いますので、そちらのほうでさせていただいて、旧吉野小学校跡地の利活用について少々ご質問させていただきたいなと思います。

昨年の9月25日、吉野町のホームページにおきまして、突然、議員に全く説明もなく、突然、旧吉野小学校学校跡地利活用事業に関わる優先交渉権の決定についてということで、事業者として株式会社奥村組さんというふうに出ておりました。私個人的に毎日見とるわけではないので、町民の方から「おい、出とるで」「えらいの出とるで」ということを教えられまして見たのですけれども、昨年の9月議会では、定例議会ですけれども「何社の企業が旧吉野小学校の利活用に手を挙げているのですか」という議員の方から質問がありましたが、そのとき副町長は「発注に関わる秘密情報の漏えいの関係で、何社手を挙げているかも返答が出来ない」ということでもございました。そして、僅か12日後にホームページに出たということでもございます。あまりにも、まさかこんなに早くに発表されるとは全然思っておりませんでした。調べてみますと、令和6年9月13日に9月議会が終わり、19日に優先交渉権の決定ということで、ホームページで発表されたのが9月25日。19日から25日の間で、発注に関わる秘密情報の漏えいがあるということはわかっておるのですけれども、19日に決定したわけですから、それからホームページに登載するまでどうして議会に説明をしなかったのかというのが非常に疑問でございまして、町民の方から「何でおまえらが知らんねん」という質問をいただいております。どうして町ホームページでの

	発表の前に議員を集めて説明をしなかったのか。これ非常に議会軽視ではないかなと考えておりますのと、議会を通さなければならない、承認をとらなければならない事案と審議についてというのは、条例の制定や改正・廃止というのがあったり、あるいは予算の決定、決算の認定、それから重要な契約や財産の取得や処分、そしてその他で住民からの陳情や請願といったもの等々たくさんあるのですけれども、この優先交渉権の決定がホームページに出たことは重要な契約に値すると考えておりますが、いかがでしょうか。
上 滝 議 長	はい、小原参事。よろしく。
小 原 参 事	重要な事項かどうかというところですけども、通常我々は事務を進める上で、地方自治法等に則って業務をやっております、確かに事前にご説明したほうがいいというご意見もあるかと思っておりますけども、我々としては事前にご説明するのではなく、事後にはなりましたけどもご説明させていただくというスタンスで臨んでおりますのでご理解いただきたいと思います。
上 滝 議 長	はい、山本議員。
山 本 議 員	この契約に関しては、審議する必要がないと考えるのですか。
小 原 参 事	議決を取る案件とは考えておりませんで、例えば、議決というのであれば、一定の金額、面積以上の土地を売るとか、賃料の場合になりますと無償化したりとか、そういう一定のときには議決を得るというふうにはなっておりますけど、今回はそういったものではないと理解しております。
上 滝 議 長	はい、山本議員。
山 本 議 員	確認ですが、重要な契約ではないと言われるんですね。

上 滝 議 長	小原参事、お答えください。
小 原 参 事	議会の議決を得る案件ではないと理解しております。
上 滝 議 長	山本議員。
山 本 議 員	9 月 19 日の優先交渉権の決定がされた後、続いて 10 月 4 日に奥村組さんと吉野町は、旧吉野小学校学校跡地利活用事業に関わる基本協定を締結したというふうになっておりますが、基本協定の中身はどういうものだったのですか。
上 滝 議 長	小原参事。
小 原 参 事	基本協定につきましては、協定を結びまして、それはまだ賃貸借の契約には至っていませんけども、事業を 12 条 5 項報告の調査を行ったりとか、そういった形を進めていくという基本的な取決めでの協定でございます。
上 滝 議 長	山本議員。
山 本 議 員	旧吉野小学校跡地利活用事業の基本協定書の締結についてということで、ここには解約する、解約しないという非常に重要な項目が並んでおりますけれども、これが重要な契約にはならないというのですか。
上 滝 議 長	小原参事。
小 原 参 事	何度も申し上げますけども、重要か重要でないかというのは考え方によりまして、議会に諮る事案ではないというふうな判断をしてございます。
上 滝 議 長	はい、山本議員。

山本議員	この事も議会には説明がなかったわけですね。どうぞ。
上滝議長	はい、小原参事。
小原参事	繰り返しになりますけども、事前ではなくて事後になりますけども、議会のほうでお時間をいただきまして経緯を含めてご説明させていただいたということでございます。
上滝議長	はい、山本議員。
山本議員	この後の今年 11 月予定ということで、事業用定期借地権契約締結、または住民説明会資料の今後の予定についての中で、契約締結（建物使用貸借・事業用定期借地）矢印で旧吉野小学校跡地の貸付とありますけれども、これが奥村組さんとの最終契約になると考えておるのですけれども、その前に議会にこの案件を提出され、そして承認を求めるのでしょうか。
上滝議長	小原参事。
小原参事	一応今年の 11 月に契約ということになろうかと思います。定期借地権の契約になろうと思いますけども、ただ、先ほど申し上げましたけども売却をするわけではございません。また、貸付けでも無償とか大幅な減額を伴うものでしたら議会に諮らせていただきますけども、今回はそういった事案ではございませんので、議会に事前に議決を得て契約するということは考えておりません。
上滝議長	はい、山本議員。
山本議員	当たり前の話ですけど、町長がいつも言ってますように二代表制ということで、議員は住民の代表ですから、まずは議会に説明をする義務があるのではないかなと思います。

	続いて、金額のことをございます。これも非常に重要だと思うのですが、吉野町に支払う賃金、年間の合計が 257 万円。これ、前回 12 月のときに算出方法をちょっと聞きましたけれども、257 万円となっていますが、その金額はあまりにも低過ぎるのではないかと、町民の利益を損失しているのではないかと考えます。どうしてこの金額も議会に通さなかったのか。私は、これは重要な契約だと思っております。金額が出てますので。重要な契約に関する事項で、特に年間の賃貸料が 257 万円は重要だと考えているのですが、どうですか。
上 滝 議 長	小原参事。
小 原 参 事	金額につきましては、12 月議会でもご説明させていただきましたけれども、不動産鑑定評価に基づいて年額のほうを算出させていただきました。それに伴って、実際公募のときにはそれ以上の金額ということで、そういう数字が出てきたのですが、これを事前に議会のほうにその金額の決定をはかるのかと言われましても、これはもう客観的な、これどこの自治体でも不動産鑑定評価等を活用して、そういう賃料を算出しますので、議会のほうに判断を委ねるということは通常ございませんで、町のほうでさせていただいたと理解しています。
上 滝 議 長	山本議員。
山 本 議 員	債務負担行為が昨年の令和 6 年 3 月の議会で可決されました。いわゆる法適法化調査報告、建築基準法 12 条 5 項報告ということで、検査済み証作成のためということで 8,400 万の枠取りがされました。そして、その 6 か月後、9 月に 257 万円の発表がされました。奥村組さんへの借地期限は 20 年ということが載っておりましたので、吉野町に入る賃貸料が 20 年間の合計で 5,140 万円。旧吉野小学校跡地を奥村組さんに貸さずに何もしなければ、計算上差引き 3,260 万円得をするという、言い換えれば、吉野町は旧吉野小学校跡地を貸したために、3,260 万円損をしたということになります。これは吉野町民の税金ですよ。旧

	吉野小学校跡地は最も高価な吉野町の宝です。そして吉野町民の宝物なのです。どうして、吉野町はこんなに安い金額、町民の利益を損失するような 257 万円と勝手に決めたのですか。先ほど鑑定士が言ったと。最低賃金が 256 万 8,000 円。これ年間ですよ。それに年間 2,000 円を上乗せしたのが 257 万円。他の吉野町が貸している賃貸料と比べ非常に安い。吉野町の普通の家の賃貸料よりめっちゃくちゃ安い。吉野町が貸している他のところ、左曽の太陽光電池、西谷のコープ、三茶屋の小さいところで自動販売機、大小もありますし利便性もあります。ただ、吉野小学校跡地というのは一番利便性の良い場所です。何を比較してもこの金額 257 万円に私は到底納得出来ない。これは、吉野町民の方が納得出来ないと言うとるのです。ぜひ変更していただきたい。あるいは、少なくとも再度検討していただきたい。いかがですか。
上 滝 議 長	小原参事。
小 原 参 事	比較して高、低というのは、ちょっと私どものほうは、どこと比較してということとは行っておりません。あくまでも、不動産鑑定評価に基づいて客観的に算出してますので、そこで何かと、例えば、ほかの自治体の利活用の金額と比較すると言っても地価も違いますし、土地の形状も違いますので、そういった高、低のことは比較はしておりません。あと、今後見直してほしいということですけども、もちろん、今後、今の 257 万円というのが未来永劫とは思っておりません。これも 12 月の議会にお答えしましたけども、そのときの地価の状況とか社会経済状況で見直す場合は見直していきたいとは考えております。
上 滝 議 長	はい、山本議員。
山 本 議 員	そうですね、3 年の見直し、上がるか下がるかわかりませんという返答でしたね。小原さんの話ではね。必ず上げていただけるように考えていただきたいなと思いますのと、いつも何か質問すると鑑定士が出した最低賃金料、これが出てきます。鑑定士が決めた。これは 256 万 8,000 円に年間 2,000 円足した

上 滝 議 長	けです。どうして 2,000 円が出てきたのですか。何で 200 万とか 300 万とかに しなかったのですか。ちょっと町民が分かるようにそれを説明してください。 和田副町長。
和田副町長	ご質問ありがとうございます。前回も 12 月議会だったと思います。金額の話 になりますけども鑑定士の話もあります。ただし、運動場であったり、校舎で あったり、土地の話になりますけども、先ほど説明もさせていただいたと思 いますけども、防災拠点ということで、あるいは平時、その辺の部分、学校開放 も含めて使うことも含めて、やっぱり制限がかかる部分があって、その辺の部 分についてはどうしても全面的に使うことが出来ないというふうな形で、金額 を算定したということでご説明もさせていただいたと思います。 先ほどから小原参事のほうから説明がありましたけども、議会の承認という ことで、山本議員さんおっしゃられることなのですけども、基本的には地方自 治法の第 96 条第 1 項でございます。その中で、議会の承認を得なければなら ない案件というのが、十二、三あると思います。例えば、契約であれば 5,000 万 以上であったり、備品であれば 700 万以上の車を買った場合とか、そういった ものについては議会の議決がなければ契約は出来ないというふうな形になっ ております。今おっしゃっていただいた使用料とか、その辺の部分については、 あくまでも議会の議決は要らないですけども、議員さんのほうには説明をさし ていただいているというふうに思っております。特に、去年の 3 月議会でごさ いますけども、先ほど差額が出るとおっしゃっていただいたと思うのですけど も、そのときにも説明をさせていただいたと思います。実際年間 220 万ほどの 吉野小学校の維持管理費がかかっているということと、もし利用しない場合、 解体をすれば旧国栖小学校のことも考えれば、それ相当の金額もかかってくる ではないかというふうな話も説明をさせていただいたと思います。 あと、検査済み証の話ですけども、町がした後に公募をかけても、どこも来 てくれる事業者がなければ、それは非常にリスクを伴うということで、プロポ ーザルと同時に業者のほうにそれをお願いするというふうな形での説明をさせ

	ていただいて、先ほど言っていた債務負担行為でございますけども、8,981万8,000円、去年の3月21日の議会の中で認めていただいたというふうに思っております。そのあと、基本協定の締結した後に、議員さんへのご説明ということで、昨年10月15日でございますけども、そのときにも事業者のほうから議員の皆さんに、今後の将来に向けた取り組みも含めてご説明をさせていただいた後に、住民の皆様にも大ホールのほうで説明もさせていただいたと思っております。ただ、議員の皆様方には報告とか説明とかその辺の部分は、随時させていただいたと思いますけども、今後も含めて、そういうふうな報告なり説明はさせていただきたいというふうに思っております。
上 滝 議 長	山本議員。
山 本 議 員	副町長の説明でしたら、債務負担行為の8,400万が議会でおったので、そのままいくという考え方ですね。今後も承認もなければ何もないということですね。
上 滝 議 長	はい、和田副町長。
和田副町長	あくまでも債務負担行為といいますのは、義務的経費ということで、翌年度以降複数年度にわたる経費について議会に説明をさせていただいて、それを予算化させていただくという義務的経費だと思っております。ただ、債務負担行為については認めていただくにあたって、きちっとした説明をさせていただく必要があると思っております。
上 滝 議 長	ちょっと待ってください。一般質問中でございますけれども、2分間だけ暫時休憩をさせていただきたい。 （ 午後 0 時 1 分 休憩 ） （ 午後 0 時 4 分 再開 ）

上 滝 議 長	再開いたします。 山本議員、どうぞ。
山 本 議 員	私としては到底理解出来ない、あるいは納得出来ないことでございます。町民の方も多分同じだと思います。やっぱりそれを説明してちゃんと分かるようにする。納得させるのは、やっぱり吉野町の執行部の責任ではないかなと思います。それをされてないからこういう話になって、選挙の結果もそのような形になっとなるんじゃないかなと私は想像いたします。 旧吉野小学校跡地は、最も高価な価値のある吉野町の宝なのです。町民の宝なのです。これを忘れないように、今後とも、そして、議会にも説明をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
上 滝 議 長	はい、ありがとうございました。昼食休憩に入りたいと思います。 再開は午後 1 時といたします。ご協力よろしくお願い申し上げます。 (午後 0 時 5 分 休憩) (午後 1 時 00 分 再開)
上 滝 議 長	再開いたします。 続いて、上麻里議員より出されております (1) 学童保育について (2) ごみ袋について の一般質問をお願いいたします。 上議員。
上 議 員	3 番 上麻里でございます。選挙後初めての一般質問です。選挙中にたくさんの住民の声をいただき、今回代表して二つの質問をさせていただきます。 まず一つ目、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりや、子育て

	世代が安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の充実を図るために、今回、学童保育について質問いたします。 共働き家庭、ひとり親家庭の増加などにより、全国的にもたくさんのニーズがある学童保育ですが、吉野町の学童保育の利用状況と、また現状を教えてください。担当課長よろしく願いいたします。
上 滝 議 長	辻中課長
辻 中 教 育 総 務 課 長	ご質問ありがとうございます。さくら学園の現状と学童保育の利用状況ということで、さくら学園のほうですが、令和6年度小学生130名、中学生87名ということでございます。そして、令和7年度小学生は変わらず130名の予定、中学生は75名の予定になっております。また、学童のほうでございます。登録人数ということで、令和7年3月1日現在で69名の登録がありまして、4月1日からは62名の登録というふうな形で現状を受けております。日々の利用状況については、大体25人から30人程度ご利用をされておるということでございます。以上でございます。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	ありがとうございます。全校数の半分ぐらいが学童保育に登録、または利用しているということからも、共働きで子育てをされている世帯が増加していることがこの吉野町でも分かると思います。学校と家庭との間にある学童保育の重要性がわかったと思います。 次に、現在、学童保育に通う子どもたちの外遊びについて伺いたいと思います。夏場の暑い時期や寒い時期、また、雨の日などは外で遊ぶことは出来ないと思いますが、現在、子どもたちは外で遊ぶことはされていらっしゃるでしょうか。
上 滝 議 長	はい、辻中課長

辻中教育 総務課長	外遊びの件でございます。毎日実施は出来ていないというような状況でございます。天候であったり、あるいは利用人数であったり指導員さんのその日の人数とかというような形でありますので、短い時間で外遊びを実施しておるといような状況でございます。
上滝議長	上議員。
上議員	思い切り遊ぶということは生きる力の源であり、また、子どもたちの発育や発達にはすごく重要なことだと思います。これからも安全を守りつつ、外遊びができる環境をつくっていかないといけないと思います。 次に、学童保育の運営方針などはございますか。また、現状その方針の目標に向けて運営をしているという認識でよろしいでしょうか。
上滝議長	辻中課長。
辻中教育 総務課長	ありがとうございます。運営方針等につきましては、毎年、吉野さくら学童クラブ運営方針、あるいは基本方針のほうを作成させていただきまして、指導員一丸となって、子どもたちにとって健全で豊かな地域社会確立のため取り組みを行っているところでございます。
上滝議長	上議員。
上議員	わかりました。ありがとうございます。子どもたちには社会性も育める、また、今後も子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境であることを前提に、その辺のところもしっかりとこれからも取り組んでいく必要があるのではないかとはいふうに思っています。 次に、学童保育運営にあたり、保護者さんや、また指導員さんにアンケートはしていらっしゃるのでしょうか。お答えください。

上 滝 議 長	辻中課長。
辻 中 教 育 総 務 課 長	まず、指導者アンケート、あるいは保護者アンケートということでございます。保護者の方については、アンケート調査等は実施していない。指導員の方が来たときに声かけをしたり、ご意見を頂戴したりというような形で行っているような状況でございます。また、指導員の方については、直接、毎年度面談のほうを行わせていただきまして、意見や改善点、日頃の様子とか聞かせていただいとるというような状況でございます。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	それでは、ここで町長に伺いたいと思います。子どもたちや保護者の方、また指導員さんの要望や現状などを、常に把握するためにもアンケートの実施は必要であると思います。また、その結果を踏まえ運営の改善に取り組んでいく考えはございますか。
上 滝 議 長	中井町長。
中 井 町 長	上議員のご質問にお答えいたします。今まで、いろいろと状況も含めてご質問いただきましてありがとうございます。 子育てへの充実に向けては、今、学童保育というのは欠かせない事業かなというふうに思ってます。その中でニーズを知るためには、アンケートというのが重要かなというふうに思ってますし、あとは、アンケートのニーズに応えるための体制であったり、そしてまた、職員の確保というのが重要になろうかなというふうに思います。 一つしかもう小学校がないものですから、そこに対してどこまで費用をかけていけるかということも、今後しっかりとそのニーズと、そして人の確保を含めて検討していきたいなというふうに考えております。

上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	ありがとうございます。安全で安心して子どもを預けることができる場所であるよう、様々な面で改善していったほしいと思います。先ほどからも、指導員さんの人員不足の件がございましたが、何年も前から指導員不足を現場の指導員さんも訴えていると思います。普段からも人員不足だと聞いていますが、長期の休みになると指導員さんの人数も多くなりますし、万年休みも取りにくく限界だと聞いています。元気に今、お勤めいただいていますけれども、指導員さんの高齢化も深刻な問題になっていると思います。 今現在、指導員さんは子どもたちのことを思って、子どもたちの居場所を守るために、善意と正義感で頑張っていると思います。また、発達障害の疑いがある子どもたちもいます。学校ではサポートの先生がいらっしゃるから、学童までは人員不足で手が回らないのが現状だと伺いました。より手厚い保育が必要で、何かあったときに対応するのでは遅いと思います。私も、放課後デイやサポーターをしてきた経験もあります。全ての子どもが安全に過ごすためにも、一刻も早くその対応するべきだと強く訴えをさせていただきます。それにあたり何か対策をされていらっしゃるでしょうか。また、指導員さんの声は町長や担当課長に届いてますか。
上 滝 議 長	町長。
中 井 町 長	今、上議員にご指摘いただいたように高齢化が進んでおります。そして、人材の問題もございます。現状はパートが9名でフルが1名でございます。事業予算としては、1,300万ほどの事業予算を組んでます。ただ、この予算、そしてまた人員が実際の現場に合ってるかどうか。私は学校とか現場に、学童保育にも行けていない状況でございますので、まずは、もう一度現場に行きながら、先生方の声、そしてまた、保護者アンケート等々を照らし合わせながら、国とか県が示す基準、近隣の状況を確認した上で、しっかりとした子育ての環境をつくっていきたいと考えております。

上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	お忙しいので訪れるタイミング難しいかとは思いますが、是非、現場を確認いただきたいなと思います。 先ほどから賃金のことについてですが、この指導員の時間帯、主に夕方から夜にかけて、主婦の方が大半指導員をされておりますけれども、夕食時の一番忙しい時間帯や出にくい時間帯になります。特殊な時間帯と思いますが、特別な時間帯の考慮や資格者等への待遇など、通常の会計年度任用職員とは違った配慮が必要だと思います。また、この会計年度任用職員の更新は2月終わりぐらいただと伺いました。仮にもし、体力の限界が来て指導員さんが辞職を希望した場合、この2月後半から4月までの1か月の間に、新たにこの指導員さんを確保するというのは大変難しいかと思います。なるべく、正規職員を採用することも必要だと思いますし、特別な時間帯ですので、人員不足を解消することにあたっては、時給の大幅な値上げ、また近隣の市町村と足並みをそろえることも大切ですが、子どもたちが安心安全に過ごすためには、これは必要な経費ではないかと思います。近隣よりも好待遇で採用するなど、人員確保のために一刻も早く動いていただきたいなと思いますが、検討するのではなく一刻も早く対応していただきたいです。その点については町長、いかがでしょうか。
上 滝 議 長	はい、町長。
中 井 町 長	今、この二地域居住という、今日、施政方針の中でも述べさせていただきました。この過疎化する人口減少の中で、子育てというのは大きなキーワードになってきます。ですから、その中で教育長おりますけれども、やはり吉野町の教育体制の中で、まずどこを優先して行って、その中でも人というのはキーワードになりますので、この学童保育事業の中で、しっかりとその学び場が地区再生の起点になるように。これは吉野さくら学園がその場所でありまして、移住者、そしてまたそこに対応できる人というのは、常に考えて募集をかけてい

	かないといけないと思います。今、空き家でいろいろ来られる方、そこには保健師さんがいたり看護師さんがいたりもします。ですから、そういったところでしっかりとそういう学童保育ができるような方が移住されるかどうか、そんなところもしっかり人材の確保にも繋げていけるように、町の中でも庁内の中でも連携しながら、人材確保に取り組んでいきたいと思っております。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	子育て日本一宣言を出した吉野町でございます。今、子育てしやすい環境をしっかりとつくるためにも、早急をお願いして、この質問を終わります。 次に、ごみ袋について質問をさせていただきます。 高齢者のみの家庭やひとり暮らしのお家も増えています。ごみステーションまでごみを出すことも一苦勞になっている現状で、瓶のごみ袋について伺います。最近では、一升瓶を購入することも減り、瓶の袋が意外と大きく、これはもったいないからと袋いっぱいになるまで溜めてからごみに出すという方が多いと伺います。しかしながら、いっぱいになったごみ袋を持って、ごみステーションに行くことも、また自宅前に収集に来てくれる場合でも、家の前まで運ぶのも大変だという声がたくさん上がっています。もっと小さい袋が出来たら運ぶことも楽になると思いますが、瓶のごみ袋の大きさを、一種類から小さい大きさの袋をつくって二種類にしてもらえないかと考えますが、いかがでしょうか。担当課長、よろしくお願いします。
上 滝 議 長	紺田課長。
紺 田 暮らし環境整備課長	失礼します。現在、瓶のごみ袋につきましては一種類しかございません。平成29年4月からごみの収集が委託から直営にかわりまして、それに伴いまして戸別収集をしております。これはご存じかと思えますけども、高齢者、身体の不自由な方を対象にいたしまして、家の前までごみ回収に行くという方法をやっております。そういった方法を今は普及させていきまして、出来るだけステー

	ションまで行く労力を減らしていった、職員が戸別収集で回っていくという方法をとらせていただいておりますけども、今後、こういった高齢者が増えてくるという中で、ごみ袋については検討していきたいと思っております。
上 滝 議 長	上議員。
上 議 員	ありがとうございます。物価高騰で生活も大変な中、少しでも節約しようと私も含め思っています。小さい袋をつくっていただき、負担も少なく、また値段も少し安くなることは良いのではないかと思いますので、その声をしっかりと対応していただきたいなと思います。 以上で質問を終わります。ありがとうございました。
上 滝 議 長	続きまして、西澤巧平議員より出されております (1) 公有地や遊休地の活用について の一般質問をお願いします。 西澤議員。
西 澤 議 員	9 番 西澤です。本日は、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災の 14 年目となる日になります。1000 年に一度と称される津波が発生し、約 2 万人の尊い命が一瞬にして奪われました。2 万人の背後には、愛する人、親しい人を失った、その数十倍の人々がおられると思います。それ以外にも、住宅や仕事場、船舶など、生活の手段を奪われた人も大勢おられます。まさに未曾有な事態が発生しました。しかし、これだけの事態に対して大規模な略奪や暴動などは起こらず、人々は冷静かつ沈着でした。海外にも報道され世界的にも大きな称賛をいただいたところでもあります。さらには、人を助けるために、自らの命を失った人もおられます。遠藤さんという若い女性は、宮城県南三陸町役場で防災放送のアナウンスを続け、町民に避難を呼びかけ、そして津波に巻き込まれ、多くの人が彼女の最後の叫びを聞いたと言います。また、岩手県大槌町では、町長が町職員の避難を優先して本人は逃げ遅れて殉職しました。当町では消防団員が 11

名も亡くなっています。その一人は、拡声器のマイクを握ったままだったそうです。警察官の殉職も全体で30人に上っているそうです。そうした職業的な形とは別に、津波警報が出てから、逆に海岸方向に向かった人たちの映像が残っています。この人たちは多分、大切な人を助けに行って、おそらくは亡くなったと思われます。こうした行動は何を意味しているのでしょうか。きっと、私たち日本人の中には、自らを犠牲にしても人を助けたいというような遺伝子か、何らかの要素が潜んでいるということではないでしょうか。この震災により犠牲になられた全ての方々のご冥福をお祈り申し上げます。

さて、選挙が終わって新しくメンバーが決まりました。今回も怪文書がたくさん出ました。結果、怪文書を出された候補者は軒並み票を減らし、当選順位を落としました。今回は新人の方にまで怪文書が出されたようです。新人の方も一目置かれたということでしょう。怪文書常連客の私には4通の怪文書が出たそうです。私は、批判は喜んでお受けしますが、悪口はやめてほしいと思います。選挙中、元町会議員が候補者を連れて、西澤が北小学校の近くの土地を買占めていると言って、だから西澤は役場を北小学校跡地に移転することに賛成していると、悪口を言いデマをまき散らした人がいます。己を以て人を量るで、自分がそんなことするから、人もそういうことをするのだろうという考えだと思います。ここではっきり申し上げておりますが、私は、龍門地内に1坪の土地も所有しておりません。言いたいことがあるのなら、くすぶった事しないで、町会議員に立候補して堂々と言ったらどうかと思います。私は、吉野町に大災害が起こったときに、町民を守るために一番大事なことを考えて町の計画に賛成したつもりです。他にも選挙カーのマイクで目の前の住民の名前を呼んで、「何々さん、正しい情報を流してください」と言ったり、目の前の家の人の名前を呼びかけて大変迷惑をされている人もいると聞きました。いつになくすっきりとしない選挙であったなと思います。

ということで、それでは一般質問に入りたいと思います。一問一等方式でお願いしたいと思います。

公有地と遊休地の活用についてですが、町内には、町有地として思い浮かぶのは見附三茶屋、国民宿舎跡地、青年の家跡地、運動公園ファミリープール跡

	地、そして、6 か所の小学校跡地やあけみどり跡や建設業界建物など、他にもたくさんありますが、一つずつお伺いするのは少し時間がないようですので、今回は二つの建物についてお伺いをします。 小学校の横にある建設業協会吉野支部の建物について。これは 2001 年に寄附を受けているようです。この建物の登記はどうなっているのか。それと、それまでの固定資産税はどうなっているのかお伺いします。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総 務 課 長	建設業協会の建物についてのご質問にお答えしたいと思います。現建設業協会の建物につきましては、所有は吉野町になっております。平成 13 年 2 月 27 日に、株式会社吉野建設業会館から吉野町に無償で寄附を受けているような格好になっております。なお、課税状況につきましては、それまでは税金の額までは調べることは出来ませんが、その建物については、無償で受ける前までは課税をさせていただいていた状況でございます。
上 滝 議 長	はい、西澤議員。
西 澤 議 員	そしたら、この契約書、開示請求いただいたのですが、賃貸契約と譲渡契約、二通結ばれていまして賃貸契約に年額 20 万円。年額ですけどね。年額 20 万円の家賃を 4 月 30 日までに納めていただくとなっておりますが、支払い状況はどんなんですか。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総 務 課 長	今、ご指摘のありましたように、無償譲渡とともに年間 20 万円の賃料を払うという契約が同時に結ばれております。当方で確認したところ、平成 22 年までは 20 万円の賃料をいただいておりますが、現在調査中ではございますが、平成 23 年以降、その家賃の収入予算組みも終わっておりますので、そこの経過に

	については調査中でございますが、現在は家賃をいただいていない状況となっております。
上 滝 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	家賃をいただかなくなった理由、はっきり分かるのだったら説明してください。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総務課長	こちら私たちも現在記録を遡っているわけでございますが、現在はその経緯についてお答えできるような資料がございませんので、不明というような状態となっております。申し訳ございません。
上 滝 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	いつから入ってないのですか。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総務課長	平成 22 年度契約までは家賃をいただいておりますという状況でございます。
上 滝 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	この契約書にちゃんと書いてあるんですわ。家賃を滞納したときには解体するというふうに。建設業協会の費用で解体すると書いてある。この契約書はないのと同じですか。

上滝議長	戸毛課長。
戸毛 総務課長	現行、無償譲渡の契約書の中にその旨も書いておりますので、契約書としては有効と考えます。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	そしたら、どうするおつもりですか。
上滝議長	戸毛課長。
戸毛 総務課長	現行としては、家賃をいただかなくなった経緯がわかりませんが、そこも調べた上で、また執行部とも相談させていただきたいと思います。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	そんなことは、私が質問するまで知らんだということですか。それとも知っておったということですか。どちらですか。
上滝議長	戸毛課長。
戸毛 総務課長	現行、家賃をもらっていなかったということについては認識しておりませんでした。
上滝議長	西澤議員。
西澤議員	そしたらどうするおつもりか。家賃をいただくのか、どういう動きをするのか。出ていってもらって解体するのか。解体の費用もどんどん上がってますから、ちょっと前の2倍ほどになってますからね。出ていってほっとかれたら、

	あの土地は川の上やから川は所有者おれへんのです。土地は。建物だけ残ってしまっ。町の登記になってるんでしょ。 これね、建設業協会って吉野町の建設業者だけと違うんですよ。吉野郡 3 町 6 村か何かその辺の。だから、よその人が半分以上おるわけで、それを無料にするんやったら、隣に吉野郡の JC もおるし、郡の医師会もおるわな。皆平等に、無料にしたらな平等性に欠けると思うんですけど、そこら辺はどんなお考えですか。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総務課長	そこの今おっしゃられたご指摘は最もだと思います。経緯を調べてわかってないということもございますし、直接まだ建設業協会とこの件についてお話をしとるわけではございませんので、経過も踏まえて、今後検討してまいりたいと思います。
上 滝 議 長	西澤議員。
西澤議員	検討していただくのは結構ですけど、いつまでにするおつもりですか。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総務課長	少々お時間かかりますが、次の議会のときまでには、お返事できるような方向で町長とも含めて検討してまいりたいと思います。
上 滝 議 長	西澤議員。
西澤議員	これね。契約者、下北の建設業を営んでる方と二代前の福井町長との契約になってますから、この人もいつまでおるか分からへんからね。だから、僕ら知らんわと言うようなことにならんように、早く動いてほしいと思います。

それと、香東にあるあけみどり跡ですがここにも建物が残っております。これを、当時寄附をいただくときに、総務課の職員の方々は、これは寄附を受けたら負の財産になりますよというような意見が多かったのですが、あけみどりという団体の代表が県会議員でもあるということや、さくら苑を指定管理受けていただいているということも考慮して、政治的な判断で町長が寄附を受けられたと思うんです。あのとき、あの建物は多額の補助金をもらってやっていたもんですから、事業を終わったら補助金適正化法にかかり、あの当時で8,000万円の補助金を返さなければならないところでした。ところが、地方公共団体や福祉団体に寄附したら、それは免れるということでお助けした形になったと私は思うんです。

ここで心配になってくるのは、今の建設業協会のようなことになって、また、解体費だけ5,000万とか6,000万かかるようなことになるんじゃないかと心配をしておりますけど、このときの寄付に関する合意書にも10年を経て、なお、建物を使う用途が見つからないときには、あけみどりが解体工事に要する費用の全額を乙に指定する期間までに支払うとなってるんです。乙というのは吉野町ですけども。そやからね、これ、この人県会議員ですけど、この人も県会議員いつまでやっているかわかりませんから。この立場があるから、ある間は約束守るやないかと推定は出来ますけど、適化法が切れてしまったら、向こうの立場のほうが強くなるんじゃないかと思うので、直ちに解体をお願いするような考えはないかお答えください。

上 滝 議 長

中井町長。

中 井 町 長

先ほどから建設業協会の建物、そしてまた、今回のあけみどりの件、2件質問をいただいたかと思います。

あけみどりの件につきましては、令和2年に契約して10年ということで、建物の用途が決まればあれですけど、決まらない場合は、返還というか解体していただくという条件で進んでいるところでございます。令和2年のときにはコロナもありましたので、コロナ病棟とか、コロナの患者さんをちょっと隔離す

	るということも含めての対応施設であったり、防災備蓄という形で一時的に預かっている用途に使っている状況でございます。一つは水道の一体化に伴って、暮らし環境整備課がこの本庁に戻るのは非常に危ないといったところで、今、あけみどりのほうを使っているのが状況でございます。ただ、庁舎整備とまちづくりとセットでインフラ整備、そしてまた電波の関係を考えると、やはり移転させないといけない。それを今、令和7年度ですけれども、この1年、2年で方向性を見つけるということになってくると、10年以内には、ある一定程度、今使っている状況が変わるかなと思っています。無償譲渡の建設業組合ありました。これは私も初めて今、拝見をさせていただきました。やっぱり先に送らないというのが一番重要かなと。無責任なような形で送ってしまうと、また職員がその当時のことを振り返りながら対応しないといけないこととございますので、この建物については私も任期中にしっかりと方向を示していきたいと考えておりますので、用途のいつまで、そしてまた、その用途が変更になったときには、もう返すというふうな形で進めていきたいなと思っております。
上 滝 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	今、仮に使ってますけどここに書いてあるんです。建物用途が決まった場合は、あけみどりに文書で報告しなければならないと。これ、もし怠っていたら、また向こうが報告もらってないやないかというような因縁をつけて、ややこしいことになるのと違うかと。覚書、合意書ですけど合意書は、契約書と同等の効力ありますから、これは早いこと問題が起こる前に、いろんなこともうちよっと解決するかですね、解体費用、たとえ5,000万でも担保で預かっておくっていうのも、自分の費用で壊しますよって書いてあるんですから担保預かってもらわないと。もし、この団体がなくなったらどこにも言っていられないのですから。せやから、いっそのことあけみどりを返して、また考えてもらうというふうなことも一つやと思うんで、今やったら交渉できる、優位に交渉できる立場やないかと思うので、もう一度解体のことについて、きちっとした取り決

	めをしてほしいなあと思うのですが、どうですか。
上 滝 議 長	町長。
中 井 町 長	先ほどの建設業組合の件もございます。そういったことを踏まえて、今回一般質問をいただいた状況の中での、今の置かれている環境というのが、職員も含めてですけれども理解出来ておりますので、そのようなリスクを負わないような形で、しっかりと庁舎内で政策を検討して方向を示していきたいと。出来ましたらその辺の方向、これ今回の議会でも庁舎整備も含めて、ある一定程度、どういう形で一つになるかという方向を令和7年度で決めたいなというふうに思ってますので、それと同時並行でこの件についても進めてまいります。
上 滝 議 長	西澤議員。
西 澤 議 員	庁舎のことは、必ず近い将来決まると思います。不便になるからあんなところに行かんといてやと言う声も僕も選挙のとき聞きましたけど、自分の不便なことだけ言うて町民の全員のこと考えてないですわ。そんな人が多いというのはよくわかりました。だから町長、前町長や前々町長のように大きな風呂敷を広げてくれとは言いませんけど、町民から良く見える、楽しくなるようなアドバランをひとつあげてほしいと思うんです。せやから、ここにも書いてありますように、遊休地もあるし町の土地もありますから、それを活用して皆さんが集えるような、一つ例にとったら道の駅のようなものを検討してはどうかと思いますけど。どうぞよろしくお願いします。終わります。
上 滝 議 長	続いて、長谷政和議員より出されております （１）役場で毎日鳴るサイレンについて の一般質問をお願いします。 長谷議員。

長谷議員	1 番 長谷政和です。今回、新人議員として初めて一般質問の場に立たせていただきます。新人らしく、元気に発言していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 さて、私のほうからは、役場で毎日鳴っているサイレンについてお伺いしたいと思います。役場では、毎日正午にチャイムが鳴っておりますが、それに合わせてけたたましい音のサイレンも鳴っております。先ほど午前中、山本議員の一般質問で、和田副町長が答弁されている最中にも勢いよく鳴っておりました。私は、昨年まで役場のすぐ近くで働いておりましたので体験談としてお話ししますと、その間に電話で話していると通話の声が全然聞こえない。通話相手も、電話口からすごい音が鳴っているのでびっくりします。あるいは私自身、子育て世代でもありますので、その立場での体験談としてお話ししますと、昼前、乳児の寝かしつけようやく成功してすやすやと眠っている。そんなときにあの音が鳴ったら、せっかくの苦労が水の泡です。また、今や人々の働き方も、朝から夕方の勤務だけというわけではなく、夜勤で仕事をしている方もいらっしゃるってます。夜勤明けで寝ているときにあの音が鳴ったら、やっぱり起きてしまうでしょう。今や、上市・吉野地区、私が把握しているだけでも、10 件以上のゲストハウスや民泊施設がこの 10 年以内に出来ております。それだけ上市にも、町外からの観光客が多く来られているということですが、都市部ではまず聞いたことがないサイレンの音が昼間に鳴ると、やっぱり多くの人びびっくりされます。この町にずっと住んでいる町民さんは、昔から鳴っているので慣れてしまっているかもしれませんが、上市を中心に増えつつある移住者さん、あと観光客にとっては時間が分かるというメリットよりも、毎日うるさい、あるいは怖いそんな感情の湧き上がるデメリットのほうが多いんじゃないかと思われれます。このような状況であるにもかかわらず、役場では今後も同様に毎日サイレンを鳴らしていくおつもりでしょうか、お伺いいたします。
上滝議長	総務課長。
戸 毛	ご質問ありがとうございます。今、ご質問いただきましたのは、公民館の中

総務課長	で鳴りますサイレンのことについて、今後の継続についてのお問合せかと思えます。 まず最初に、改めてご説明をさせていただかないといけないのは、このサイレンそもそもの目的については、消防団と非常時の発生時にサイレンを鳴らすということの、毎日の点検をするために、正式に鳴るかどうかをテストするためにサイレンを鳴らすという大きな目的がございます。それを過去からずっと続けながら、今、公民館のサイレンを鳴らしておるということでございます。 大きく町内のほうでは8か所、モーター式のサイレン、役場が管理しておるところがございます。その中で、自動起動で点検している所が4か所、手動で点検している所が4か所ございます。簡単に申しますと、自動点検っていうところについては、毎日同じ時間にならすことによって、機械の動作によってサイレンを鳴らすことができる。手動でやってるところは、いわゆる定期的に日にちを置きながらサイレンを鳴らすような格好で、町内についてもその対応はいろいろやってきておるわけでございます。ご指摘の上市のサイレンについてでございますが、過去にも同様のご指摘を受けた経緯がございます。やはり大きな音でございますので、長谷議員おっしゃいますように、やはりいろんな方がびっくりされるとかということのご指摘もございました。当時、地元の消防団、それから地元の区長とも役場のほうと協議をして、今のことを続けておるという経過については、ご理解をいただけると大変ありがたいかなというふうに思います。ただ、先ほど議員さんおっしゃいましたように、観光客が多く来て、このサイレンの必要性といいますか、毎日鳴らす必要があるのかとかいうことも踏まえると、改めて地元の消防団と、それから地元の区長会と相談をしながら、今後の方向性を決めていかないと、役場の中で勝手に決めるということではなしに、いろんな合意のもとに、あくまでも災害用の情報発信の伝達手段の一つとして、このサイレンは大きな役目を果たしますので、やはりいざというときに鳴らないというわけにはいきませんので、そこも踏まえて地元の関係者等々と協議を進めてまいりたいというふうに思います。
上滝議長	長谷議員。

長谷議員	ありがとうございます。確かに消防の点検のためというのは、私も聞いておりました。ただですね、例えば、車が故障して事故を起こしたら困るからといって、毎日車の点検されてる方、恐らくいないと思います。それと同じで、非常時にスピーカーから音が出ないと困るかといって、やはり毎日鳴らす必要もないんじゃないかと私は考えております。あと、先ほど戸毛課長から答弁ありました以前に同じような指摘があって、その消防団、あるいはその区長さんなどとお話をされたということですが、それはだいたいいつごろのお話でしょうか。
上滝議長	戸毛課長。
戸毛 総務課長	今の消防主任から数えて何代か前になりますので、10年前後前かというふうには思います。先ほど言いましたように、その経過も踏まえて、当時もサイレンの音をもう少し小さく出来ないかとかいうことで、いろんなものをかぶせてみたりとかいう作業もしたんですけども、いずれにしてもアナログ式のサイレンでしたので、やっぱり今の音をこれ以上小さくすることが出来ないのが現状でございます。
上滝議長	長谷議員。
長谷議員	10年以上前ということで、先ほど私も申しましたとおり、やはりここ最近、この10年以内でたくさんのゲストハウスが上市地区でできております。やっぱり、そういう方への配慮というのを是非ともしていただきたいと思っております。そして、町内でも上市、役場のほうは毎日鳴っておりますが、町内でも実は斑があって、毎日ではない地域、あるいは時間がそもそも違うという地域、そして、そもそも鳴っていないという地域があると伺っております。そこは、役場のほうでは把握されておりますでしょうか。

上滝議長	戸毛課長。
戸毛 総務課長	町のほうで管理をしておりますサイレン、先ほど簡単に説明しましたが、吉野町の中央公民館、上ノ町、尾仁山、丹治、宮滝、新子、柳、平尾、この8か所につきましては、そもそも町の消防団の管理ということもございます。先ほどの説明にもありましたように、自動で鳴るところが4か所、これがいわゆる定時に鳴ります。役場の場合は12時ですが、柳になりますと11時半と。毎日鳴らすということは時報の意味合いを兼ねるというような地元の当初の希望もあるので、こういう対応しておるということになります。それから、年に1回のところももちろんございます。月1回のところもございます。こういうことについては、先ほどからもご答弁させていただいてますように、いろんな地元との協議をしながら進めてきた経過がございますので、一概に毎日鳴らさないといけないというわけでもございませんが、やはりそこは、いろんな話合いの上で決めていくものであるというふうに考えております。
上滝議長	長谷議員。
長谷議員	やはり、鳴っている地域で毎日鳴ってないとか時間が違うとかいうことがあるということは、例えばサイレンが鳴っている地域で、自宅にいるときは時報としての役割は果たしていると思いますが、自宅のある地区以外の地区にいた場合、その地区によって鳴る、鳴らない。あるいは、時間が違うということがあれば、もうそれはもはや時報としての役割を果たしていないんじゃないかなと私は考えております。 あと、もちろんこういうのは、私の周りに寄せられている方の意見だけではなくて、やはり地域の方々の意見も聞いた上で進めて行くべきだとは思っているのですが、判断材料といたしまして、吉野町近隣5町村は、実際どうなのかというのを、私のほうで実情をヒアリングしてまいりました。聞いてきたのは、一応、川上村、東吉野村、大淀町、下市町、そして明日香村の5町村でございます。いろいろと詳細を伺ってきたんですが、結論から言いますと、五つの近

	隣町村のうち、四つの自治体は12時のサイレン鳴らしてません。川上村と東吉野村はチャイムのみ。大淀町と明日香村はメロディ、音楽を12時の時報として使用しています。サイレンを実際鳴らしておるのは下市町だけでした。ここで誤解してほしくないのは、私はサイレン自体を否定しているわけではない。先ほどの五つの自治体も、火事の際はスピーカーや各家庭に設置してある告知放送、あれらを使ってサイレン鳴らしております。サイレンの音は火事や災害など非常時に必要な音です。大切なものであるからこそ、日常で鳴らすべきではないというのが私の意見です。毎日鳴らしていると、その音に慣れてしまい、肝心の非常時との差を感じられない。防災の観点から見てもサイレンは大事であるからこそ、毎日の時報で使用するということには疑問を感じています。その点、役場の考えをお伺い出来ますでしょうか。
上 滝 議 長	戸毛課長。
戸 毛 総 務 課 長	先ほどから申しますように、時報という意味合いでサイレンというか、12時というのはあくまで地元の協議の中で、今鳴らしておるということはご理解いただければ大変ありがたく思います。こちら12時に必ず鳴らさないといけなと言っているのではなくて、そこは協議の上で検討の余地があるというようなご答弁を最初からさせていただいているということです。 あと、サイレンについて、いろんなお考え方があるのは我々も承知をしておりますけども、今、現行吉野町で使っておりますサイレンにつきましても、吉野町でも音声告知でいわゆる緊急告知放送を流します。それから火事だったときもメールを流します。いろんな情報媒体があって、どれかが必ず機能する状態を築くというのがそもそも防災上必要であって、サイレンがいざというときに鳴らないと、慣れるというお考えも私たち分からないわけではありませんが、やはりそれを使って、どれかの手段を使って災害伝達手段を整えるという意味では、我々はサイレンは非常に重要なアイテムの一つだと思いますので、そういう意味で訓練をしていくということで、それが毎日の訓練が必要なのか、定期的に行っていくかということについては、地元と協議の上でも進めてまいり

	たいということで、長谷議員おっしゃいますように、12 時という時間が適切かどうかも含めて考えていくような考えを持っておりますので、理解をいただくと大変ありがたく思います。
上 滝 議 長	長谷議員。
長 谷 議 員	ありがとうございます。本当に、確かにサイレンの音、すごくよく響くんです。特に、昔、多くいらっしゃった山いきさんとか、あるいは農作業されてる方にとっては、もちろん今でも役割を果たしておると思うのですが、やっぱり一般の方に関しては、あの音はとにかく非常時の音ですので、やはりちょっと違和感あるという声を本当に聞いております。なので私は、もう今やっぱり大淀とか、あるいは明日香村がそうであるように、サイレンじゃなくて例えば時報という機能を残すのであれば、メロディにするのでいいんじゃないかなと。もしくはもう、今のこのチャイムですか、吉野町はチャイムとサイレンが同時になっているという状況なんで、チャイムだけでいいんじゃないかというふうに思っております。 そして先ほど、午前中町長からの施政方針演説でも、上市を起点としたまちづくりを進めていくと明言されておりました。私もこの方針は大いに賛成でございます。上市地区のにぎわい、創出していくと同時にそこに住む子ども、あるいは上市に集う観光客が驚かない、そして、脅えない町にしていってほしい。また、古い慣習を見直して今の時代に適した新しい価値観を取り入れ、あらゆる世代にとって住み心地の良い町へと改善いただくことを願ひまして、私の一般質問を終えさせていただきます。どうもありがとうございました。
上 滝 議 長	最後になりましたが、続いて、辻内正誠議員より出されております (1) さくら学園体育館へのエアコン設置に関して (2) 市街化調整区域での開発に関して の一般質問をお願いいたします。 辻内議員。

辻内議員	4番 辻内です。一般質問をさせていただきます。今回は、さくら学園体育館へのエアコン設置と都市計画と申しますか、市街化調整区域での開発の二つに関して質問させていただきます。10分、20分と大体の時間の目安を持っていますので、よろしくお願いいたします。 まず一つ目の質問。さくら学園体育館へのエアコン設置に関して、私から、教育面と防災面の二つの側面から話をさせていただきますので、後ほどまとめて教育長及び町長からご返答をお願いいたします。 まず教育面です。昨年7月の初めですが、お昼前、私は偶然さくら学園の体育館の前で小学生の体育の授業風景といいますか、体育館での体育の授業準備風景を見ました。非常に良い天気でしたので、外の体育の授業は不可能です。大きな業務用の扇風機2、3台先生が準備されておられました。恐らく、熱中症指数も測られていると思います。熱中症指数は温度と湿度から数字が出てきて、それに応じて出来る運動レベルが決められていると、こういうふうに理解しております。そのこと自体を気にしながら授業をしなければならない。このことがいかななものかと思うわけであります。子どもたちには熱中症を気にせず、伸び伸びと運動してもらいたいと思います。とりわけ、さくら学園の小学生と中学生を合わせて、恐らくですけども90%以上がバス通学だと思います。バス通学は、徒歩通学に比べて必然と体力がつかなくなります。せめて学校での体育の授業は思い切り体を動かせるようにしてあげたいと思うわけであります。昨年の気温を見てみますと、エアコンが必要と思われたのは、6月の初めから10月の末までと非常に長期になっています。この点も考えていただきたいと思います。 続きまして、防災面といいますか避難所としての役割です。さくら学園の体育館は避難所に指定されています。吉野町が持つ大きな避難所は、運動公園の体育館、さくら学園の体育館、旧吉野小学校体育館、旧吉野北小学校体育館、旧中荘小学校の体育館であると思います。これら全てにエアコンを設置することは財政面でもどうかと思いますので、今回はさくら学園の体育館に絞って話をさせていただきます。
-------------	---

6月から9月の暑いときに大雨が続いて、5日程度危険なところに住む住民さんに避難を呼びかける状態になったとします。学校の教室はエアコンが効いてますけども、教室を避難場所とすることは授業に影響が出ますのでなかなか出来ないと思われます。まず初日の避難は、恐らく各自治会での公民館にバラバラにそれぞれ行くことになると思います。しかし、3日目4日目になると、一定の場所に集まってもらったほうが避難をサポートする側としては、当然しやすいわけですので、体育館に集まってもらうということが必要になってくると考えられます。ところが、体育館にエアコンがないことは、住民の皆さんはよく知っています。その状態で体育館にお願いしますと言ったとすれば、住民の皆さんはもう家に帰られるかもしれません。例えば、さくら学園は河原屋地区にありますので、河原屋地区の方はもう公民館で良いとなりますし、かといって、近くには峰寺地区もありますし立野地区もございます。中荘に行けば檜井地区というような方が集まってほしいんですけど、集まらないというのがありまして、結局、防災行動は計画どおりにいかないということが考えられます。この避難所という視点からも、さくら学園の体育館にはエアコンが必要だと考えます。

まとめです。ある新聞記事によると、避難所となる学校体育館の空調設備を加速。文部科学省 令和6年度補正予算で779億円というような記事も私は目にしました。吉野町でいいますと、令和7年度の工事というのは予算的には無理だろうと、このように思います。しかし今後、国から出てくるであろう、国土強靱化〇〇助成金とか、教育環境〇〇助成金というふうなものをうまく見つけていただいて、令和7年度には設計、8年度の初めには工事、出来れば来年の夏には、もうエアコンがついてるというスピード感を持っていただきたい。このように思うわけでございます。最後に教育長、町長、それぞれの立場から、それぞれ3分程度お願いいたします。お願いしたいのは必要と考えるのか。もしくは必要とは思わないのか。そこの結論だけは、はっきりとお願いいたします。

上滝議長

土居教育長。

土居教育長	ご質問ありがとうございます。今ご指摘いただきましたとおり、近年の夏の暑さというのは、これはもう非常に厳しい。時によっては、命のところまで考えなければならないほど厳しい状況であるという認識をしております。 ご指摘いただいたお話の中にありましたように、熱中症指数の WBGT という機械を教員は必ず夏の間は持って、常にその数値を見ながら教育活動を進めていると。これはもう教室の中であろうが、グラウンドであろうが、体育館であろうがというような状況になっております。その中で、特に体育館につきましては、いろんな意味で非常に大切な施設というような部分がございます。この夏の暑さ、熱中症対策という部分は、国あるいは県の意識が大変進んできたところということで、今年度新設された交付金にご指摘された中身のものと同じかなと思いますが、学校施設環境改善交付金と、あるいは空調施設設備臨時特例交付金というようなものがございます。これは新設の交付金で 15 年度までという時限の交付金でございますが、このようなことを使って今後検討していきたいと。できるだけ早急に実現できるようにしたいなというふうに考えております。その意思の表明だけさせていただきたいと思います。
上 滝 議 長	町長。
中 井 町 長	私のほうからも災害面からご答弁をさせていただきます。まず結論からいきますと必要であると考えております。これは今、庁舎整備を含めて吉野町全体のまちづくりを考えていく。私は、もともとこのまちづくりを考えていくときに、吉野さくら学園、子どもたちを中心とした町を考えていくという話もさせていただきました。そういう意味でいくと、吉野さくら学園はもう今一つになっています。その中で、先ほど教育長も答弁しましたがけれども、教育施設として、そしてまた、命を守る、そういった観点からもしっかりと認識はしておりますので、できる限りほかの事業もありますけれども、予算編成に向かってはしっかり取り組んでまいりたいなというふうに思います。

上 滝 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	教育長、町長よろしく願いいたします。 それでは大きな二つ目の質問に移らせていただきます。市街化調整区域、もしくは都市計画区域内での開発に関して質問させていただきます。 質問の背景を説明させていただきます。市街化調整区域では、お店や会社関連の開発が出来ない、もしくは非常に大きな手続が必要との理解が私及び私の周辺にあります。ふと立ち止まって私自身が調べてみました。吉野郡の3町、それから宇陀市の多く、五條市の多く、そして、いわゆる奈良盆地、市町村はほぼ全てが都市計画の対象範囲です。つまり、何らかの開発規制があります。許可が必要になってきますが、その奈良盆地では5年前だったところに家が建っています。大きな大型ショッピング施設も出来ています。新しい工場か何かのための土地整備が多く、多くの場所で行われています。吉野町に一番近い大淀町を見ましても、我々が吉野町から一番人もたくさん使うであろう、麒麟堂やコメリ、具体的に名称を言ったほうがわかりやすいと思いますので言いますが、あのあるところは大淀町の市街化調整区域であります。開発の難しさはこういうことを見ると、市街化調整区域等開発の難しさっていうのは、さほど関係ないんじゃないかなと私は思いました。ということで疑問がうまれましたので、都市計画を管理しているのは都道府県でございます。そこで私は、奈良県の県庁へ行って開発を審査する係で勉強してきました。余談ですけども、都市計画法はほぼ変わってませんが、日本全国的に規制は緩和の方向である。なぜなら、日本の多くが都市計画が出来た高度成長期時代とは違ってきてますので、都市計画法そのものが開発の足かせになっているからでございます。大体、県庁には、国土交通省から週に一通か二通解釈のような新しい文章が送られてくるというようなことございました。現在、吉野町の市街化調整区域、ざくっと言いますと、河原屋から檜井に向かってと、それから河原屋からずっと龍門の西谷の鹿路トンネルのほうに向かって、この二つが市街化調整区域に大きくなってますけども、できることを3点確認いたします。通告書の下段の①から③に関しては、担当課長に私の理解が間違っていないことだけを確認したいと

	思います。④については、最後に担当課長なり町長にお願いしたいと思います。 まず１点目でございます。今、法律の名前を言いますけども、内容は簡単でございますのでお諮りください。都市計画法第 34 条第 1 号に基づきということでございます。半径 500 メートル内に 200 軒の家があれば、日常生活に必要な物品の販売や業務を行う店舗の開店は可能です。今で言えば、コンビニやドラッグストアは可能なんです。理由は、そこに住む人々の生活に必要なものだからです。この１点目、担当課長に確認しますが、私の理解間違っていないですか。
上滝議長	紺田課長。
紺田暮らし環境整備課長	都市計画法 34 条 1 項でございますけども、これにつきましては、日常生活に必要なための店舗。その店舗につきましても、いろいろ業種がございますけども、店舗を目的で開発する場合は許可がおりるというふうになっておりますけども、これも関係機関、また、法手続を踏みながらになると思っております。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	結論的には出来るというふうに理解いたします。 続きまして 2 点目、都市計画法 34 条 9 号の審査基準でございます。国道及び主要〇〇線と名前のついた県道沿いには、休憩所としてレストランや喫茶店、あるいは給油所、いわゆるガソリンスタンドです。それからコンビニは許可が出ます。理由は、運転手は適度に休憩の必要がありますので、休憩所としての存在です。ただし、お酒しか出さないような、カラオケ専門店というのは許可が出ません。この 2 点目も間違っていないと思いますがお願いいたします。
上滝議長	紺田課長。
紺田暮らし環境	都市計画法第 34 条の 9 号となりますけども、これにつきましても、国道、主要地方道、また知事が認める道路の沿道に係る開発におきましては、審査基準

整備課長	を設けておりますので、それを満たす施設であれば可能だというふうに考えております。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	続きまして3点目でございます。都市計画法第34条の10号。地区計画、あと中略しますが、内において上に相当する表に基づく内容に適合する開発行為。地区計画というのは吉野町が作成いたします。これにおける開発計画は、上位の法を満たしている限り開発できるということです。例えば、鹿路トンネル手前のコープはこの地区計画に基づいた開発です。また、明日香村の星野リゾートのホテル開発も地区計画によって開発されております。また、田原本町に京奈和自動車道でインターチェンジが近々できる予定ですが、ここも田原本町の地区開発計画によって、今大きなところがあれば工業団地になるのか何になるのか知りませんが、一定の高さとか緑地面積とかそういうあれはありますけども開発ができる。この3点目の地区計画に基づく開発が可能という理解が間違っていないでしょうか。課長、お願いいたします。
上滝議長	紺田課長。
紺田 暮らし環境 整備課長	都市計画法第34条の10号でございますけども、今ご説明ありましたように、吉野町におきましても、ならコープの西谷での開発を行っておりますので、お話のとおりだと思っております。
上滝議長	辻内議員。
辻内議員	ということで、市街化調整区域でも開発は可能なんです。なぜ吉野町に、この三つの方法を、今三つしか示してませんが、もっと方法あるんですけども、三つの方法で開発というかお店が出来たり何か進まないのか。簡単なんです。個人であれ会社であれ経営するのは民間です。その近く、もしくは地区の方の

同意を前提に投資と回収、それから収支が合えば誰だってやるんです。でもやらない。なぜか。それが投資と回収、それから収支を計算したときに合わないからです。こういう状態だと。こういうことで、私が何を言いたいかっていうと、市街化調整区域だから進まないんじゃないくて、そもそも採算が合わないから進まないんだと。このところは、よく多くの人、今聞いている方も間違っている方たくさんおられますので、そこだけは十分間違わないようにしていただきたいと思います。

最後の4点目でございます。吉野町の地区計画に関する条例の解釈に関する質問です。ちょっと難しいですけども、吉野町には吉野町地区計画等の案の作成に関する条例、平成24年9月18日条例第16号というのがあります。A4一枚のものです。これに基づき実施されたのが、平成27年の西谷のコープの開発だと、このように理解します。このコープの開発を許可するための条例もあります。まず、ここからの話の前提として、現在、市街化調整区域に住んでおられる住民の皆様の同意を得ているということを前提にしますけども、この条例の解釈が私には二つの側面から読み取れます。一つの側面は、この条例は何らかの個人あるいは企業として、吉野町に申入れがあった場合の吉野町の対応としての条例かなあという側面が読み取れます。もう一方、同じ条例でありながら、吉野町としてこの市街化調整区域を何らかの方向性を持った地区に誘導していくことが可能な条例ではないかなあとも読めるわけです。私は乱開発を呼び込もうとは全く考えておりません。しかし、都市計画法は昭和43年に出来た法律です。私が6歳のときの法律です。まだ日本中が、開発、開発と喜び、一方で公害、公害といって苦しんでいた時代です。無秩序な開発を引き止めるための法律です。吉野町、下市町、大淀町の三町で都市計画の線引きが実際に行われたのは昭和59年です。今から41年も前です。大淀町には多くの方が住んでおられる何々住宅団地とか何々が丘とか、何々台とかなるものがたくさん出来ていた時代だと思います。吉野町でも多くの水田がきれいに管理されて、鹿の被害もほとんどなかった時代だと思います。今、吉野町を見てみると高齢化とともに耕作放棄地が増えてます。もう一つ増えているのが太陽光発電でございます。今の状態を課題とするならば、移住促進、若者の働ける場所、つまり

	先日来、広報やホームページに載っているシティープロモーション事業の一つ中に入るのか上に入るのかわかりませんが、市街化調整区域に地区計画区域、こういうふうな区域にしていきたいという町長の意思を入れてもいいんじゃないかと私は思うわけですが、このあたり町長の考えをお願いいたします。
上 滝 議 長	中井町長。
中 井 町 長	辻内議員のいろいろ制度に基づきながら、最後ですね、町の姿勢・方向性の質問かと思います。ご存じのとおり、辻内議員がおっしゃっていただいたように、やはり経営ベースがなかなか厳しい。そこになおかつ、いろいろ制度的な期間もかかるというところで、今までなかなか進まなかった。ただ、おっしゃるように、まず大きな意味からいきますと、今、吉野町で令和7年度の施政方針の中にも入れております地区の拠点形成っていうのは、すごい大事なあとというふうに思っています。それはやはり、町として当然示していくっていうのも一つですが、例えば中竜門地区、龍門地区の地域の方々が今活動していて、どういうまちづくりを進めていくか。本当に一緒になって考える中で、やはりこういった制度をどう活用していくかというのが非常に重要なというふうに思っています。ですから、それは1点地区計画、今の制度に基づくやり方も一つかも知れないけれども、過去からこの都市計画の見直しっていうのは県と自治体とがいろいろやってきました。その中で、県も令和7年度に向けて非常にこの地区計画もそうなんですけど、開発基準の見直し、これは山間部と平野部と違うと。ですから、その辺の運用の見直しを令和7年度にしっかりやっていくということで、先日も説明にも来ていただきました。そうなってくると、吉野町の各地区の拠点形成における市町村のまちづくり策定っていうのが基本としてこれが重要になってきます。ですから、ここをしっかりと、吉野全体もそうなんですけれども、各地区でそういったところをつくりながら、開発行為、そしてまた、まちづくりをやっていききたいなというふうに考えております。

上 滝 議 長	辻内議員。
辻 内 議 員	今町長がおっしゃったとおり、地区計画の前には、当然町計画というまちづくり計画というのがあるべきであって、それに基づいて必然と必要になってくるのが地区計画だと、このように思いますのでお願いします。 最後にですけども、私が勉強した範囲ですけども、市街化調整区域をなくすというのは非常に難しいというか、ほぼ不可能だと私は理解しています。市街化調整区域から市街化区域に移すことは出来ます。市街化がどんどん進んでいったら、市街化調整区域から市街化区域に。その逆もありますけども、その市街化調整区域そのものを、何もなかった元の状態に戻すっていうのは非常に難しいし、そんなことに辻内さん時間かけてるんやったら、もっと前向きにいろいろな、何ていうんですか、いろいろなことを勉強して、前向きな開発ができる状態にあるのでっていう助言もいただいてきましたので、これから町とともに、1人の議員、あるいは住民の代表として頑張ってまいりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。
上 滝 議 長	以上をもちまして、一般質問を終わります。 本日の議事日程は全て終了しました。 13日から常任委員会・特別委員会を開催いたします。付託案件等の審査をお願いしたいと思います。各委員会の日程を申し上げます。 3月12日 休会 3月13日 午前10時 総務文教厚生委員会 総務文教厚生委員会終了後 産業建設委員会 14日 午後1時 庁舎整備等に関する調査特別委員会 15日 休会 16日 休会 17日 午前10時 予算決算特別委員会

18 日 午前 10 時 予算決算特別委員会

19 日 午後 1 時 予算決算特別委員会

20 日 休会

21 日 午前 10 時 本会議（第 3 日目）

を開会いたします。

13 日からの委員会には、十分な審査を賜りますようお願いを申し上げます。

本日はこれもちまして散会することといたします。

ご協力ありがとうございました。

（ 午後 2 時 21 分 散会 ）

令和 7 年第 1 回吉野町議会定例会会議録（第 3 日目）

1. 招集年月日 令和 7 年 3 月 21 日
2. 招 集 場 所 吉野町議会議場
3. 開 会 時 刻 3 月 21 日 午前 10 時 00 分開会
4. 応 招 議 員

1 番	長 谷 政 和	2 番	澤 木 久 美 子
3 番	上 麻 里	4 番	辻 内 正 誠
5 番	下 中 一 平	6 番	山 本 義 史
7 番	上 滝 義 平	8 番	中 西 利 彦
9 番	西 澤 巧 平		
5. 不応招議員 なし
6. 出 席 議 員 応招議員に同じ
7. 欠 席 議 員 なし
8. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名

町 長	中 井 章 太	副 町 長	和 田 圭 史
教 育 長	土 居 正 明	参事兼政策戦略課長	小 原 壮 平
総 務 課 長	戸 毛 祥 博	協働のまち推進課長	井 本 光 亮
町民税務課長	玉 村 陽 子	長寿福祉課長	吉 村 直 樹
暮らし環境整備課長	紺 田 正 俊	上水道推進室長	辰 巳 史 憲
産業観光課長	中 尾 勇	教 育 次 長	丸 上 晶
教育総務課長	辻 中 哲 也		
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名

局 長	向 井 啓 主	任 員	坂 本 や よ い
-----	---------	-----	-----------
10. 議事日程

日程 1	委員長報告（総務文教厚生委員会・産業建設委員会・ 庁舎整備等に関する調査特別委員会・予算決算特別委員 会）
日程 2	議第 1 号 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例を制定することについて
日程 3	議第 2 号 吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関

		する条例を制定することについて
日程 4	議第 3 号	吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
日程 5	議第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程 6	議第 5 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
日程 7	議第 6 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程 8	議第 7 号	吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程 9	議第 8 号	吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
日程 10	議第 9 号	吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて
日程 11	議第 10 号	吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
日程 12	議第 11 号	吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて
日程 13	議第 12 号	吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
日程 14	議第 13 号	吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて
日程 15	議第 14 号	吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて
日程 16	議第 15 号	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について
日程 17	議第 16 号	債権の放棄について
日程 18	議第 17 号	令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号につ

いて

日程 19 議第 18 号 令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 20 議第 19 号 令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について

日程 21 議第 20 号 令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について

日程 22 議第 21 号 令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について

日程 23 議第 22 号 令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について

日程 24 議第 23 号 令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について

日程 25 議第 24 号 令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について

日程 26 議第 25 号 令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について

日程 27 議第 26 号 令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について

日程 28 議第 27 号 吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて

追 加 議 案 等

日程 29 発議第 3 号 吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

日程 30 議第 28 号 吉野町課設置条例の一部を改正することについて

日程 31 議第 29 号 令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について

日程 32 同第 1 号 吉野町副町長の選任につき同意を求めることについて

日程 33 同第 2 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程 34 同第 3 号 吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程 35 同第 4 号 吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程 36 同第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程 37 同第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程 38 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

上 滝 議 長	皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員総数は9名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。 日程1 3月11日の本会議で各委員会に付託した議案等の審査結果について、各委員長からご報告をお願い申し上げます。 まず、総務文教厚生委員会 山本義史 委員長にお願いします。
山本委員長	総務文教厚生委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、総務文教厚生委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、3月13日午前10時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、総務課所管の議第1号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、従来の懲役及び禁錮刑が新たな自由刑である拘禁刑として単一化されたことに伴い、本町の関係条例の整備をするための制定であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例制定案を承認することといたしました。 次に、議第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて」は、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲を、小学校就学前の子まで拡大するとすること、及び仕事と介護の両立に必要な支援を行う等の改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することといたしました。 次に、議第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、法改正に伴う所要の字句整備を行うための改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することといたしました。 次に、議第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正することについて」、議第 7 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」、議第 8 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」、議第 9 号「吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて」、並びに議第 27 号「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」は、いずれも地方公務員法及び国家公務員法の給与改正に準じ、給料表の改定や地域手当の支給、期末・勤勉手当の支給月数等について必要な改正を行うものであるとの説明があり、審査の結果、本委員会としてはこれら 5 つの条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 11 号「吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて」は、関係する法律施行令の改正に伴い、消防団員のシニア層の活躍を推進する観点から、退職報償金の勤務年数区分に 35 年以上の区分が追加されたことによる改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することといたしました。

次に、議第 12 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、関係する法律等の改正に伴い、吉野町消防団員の損害賠償に係る補償基礎額の変更に伴う改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することといたしました。

次に、町民税務課所管の議第 10 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、地方税法等の改正に伴い、国保税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を引き上げる改正であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例改正案を承認することといたしました。

また、付託議案以外に、次の 3 つの事項について理事者側から説明並びに報告がありました。

まず、機構改革については、令和 7 年 4 月 1 日から水道事業が県域水道に移管するため、上水道推進室の廃止。また、現政策戦略課の業務の一部を他課に移管し、町の事業計画や政策立案等に特化することを責務とし、事業を遂行する（仮称）町長公室の設置等の説明を受けました。

次に、吉野町組織管理基本方針（案）に基づく組織管理の進め方については、

	町民福祉の増進を図ることを組織目標として、適正な事務執行を確保するため、組織管理の基本方針を定め、町民に信頼される行政運営の確立に取り組むことを目的とした基本方針（案）について説明を受けました。 次に、旧吉野小学校学校跡地の利活用については、基本協定締結から新施設開所までの流れや、建築基準法に係る調査業務の進捗状況等の報告を受けました。本委員会といたしましては、重大な問題の発生等、経過については随時報告していくよう求めました。以上が本委員会における審査・調査等の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、総務文教厚生委員会委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続きまして、産業建設委員会 中西利彦 委員長にお願いを申し上げます。
中西委員長	産業建設委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、産業建設委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、3月13日午後1時から理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、暮らし環境整備課所管の議第2号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定することについて」は、吉野町の下水道事業等について、令和7年度から地方公営企業法を適用することに伴い、必要な事項を定めるための制定であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例制定案を承認することといたしました。 次に、議第3号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて」は、地方公営企業法の規定により、吉野町の下水道事業、農業集落排水事業において、毎年度生じた剰余金の処分及び欠損の処理について、必要な事項を定めるための制定であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例制定案を承認することといたしました。

	次に、暮らし環境整備課 環境対策室所管の議第 14 号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて」は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、奈良県が令和 6 年 7 月に実施した基礎調査の結果、吉野町の全域が規制区域の指定を受けたことから、同法による技術的基準が適用されることとなるための廃止であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本条例の廃止について承認することといたしました。 次に、暮らし環境整備課 上水道推進室所管の議第 13 号「吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて」は、奈良県広域水道企業団の設立に伴い、吉野町水道事業の全部を廃止するため、関係する 4 つの条例を廃止、並びに関係する 4 つの条例の一部改正をするための議案であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本議案を承認することといたしました。 次に、議第 15 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について」は、奈良県広域水道企業団の設置に伴い、奈良県を初め、県内の 25 団体で構成していた同企業団の設立準備協議会を廃止するための協議であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本協議について承認することといたしました。 次に、議第 16 号「債権の放棄について」は、破産、債務者の死亡、所在不明等の理由により、回収の困難な水道料金債務を放棄するための議案であるとの説明があり、審査の結果、本委員会としては本協議について承認することといたしました。以上が本委員会における審査・調査の結果であります。 なお、議会閉会中におきましても、本委員会の所管する事項について、継続して審査できるよう申し出をいたしまして、産業建設委員会委員長報告を終わります。
上滝議長	ありがとうございました。 続いて、庁舎整備等に関する調査特別委員会 辻内正誠 委員長にお願いをします。
辻内委員長	庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告をいたします。

本定例会におきまして、庁舎整備等に関する調査特別委員会に付託を受けました議案等はございませんでしたが、調査・審査の結果等につきましてご報告を申し上げます。

本委員会は、3月14日午後1時から理事者に出席を求め開催いたしました。

総務課所が所管する「庁舎整備の今後の進め方について」は、今後の庁舎整備を進める上でのポイントについて、老朽化が進む庁舎において来庁者や職員の命を守るとともに、災害対策本部としての機能継続、災害発生時の業務、住民窓口機能の継続が可能な庁舎を整備する必要があること。上市地区は町の玄関口であり、歴史、自然、観光資源で大きなポテンシャルを有していることを勘案し、上市を起点とする町全体のまちづくりについて、年間約2万人の方が利用している町中央公民館を、にぎわいを創出する活力の拠点とすること。行政サービスの利便性について、マイナンバーカードの交付率が90%となり、住民票の写し、印鑑登録証明書や税証明のコンビニ交付等の普及により、役場以外での手続が増加すると想定されること。来庁者や職員の命をどのようにして守るかを最優先に、財政面、スケジュールに考慮しつつ、まちのにぎわいづくりを並行して進める議論が必要であると説明がありました。

各委員からは様々な意見がありましたが、いつ起きてもおかしくない大災害に備え、耐震化がなされていなく老朽化が進む今の庁舎からは、早急に出ていかなければならないということに関しては、議員全員の共通認識であることを確認いたしました。

本委員会といたしましては、早急に調整を図りながら庁舎整備を進めていくよう求め、また、必要に応じて随時委員会を開いていくということで、本委員会を終了いたしました。以上が本委員会における、審査・調査等の結果であります。

これで、庁舎整備等に関する調査特別委員会の委員長報告を終わります。

上滝議長

ありがとうございました。

続いて、予算決算特別委員会 上麻里 委員長にお願いを申し上げます。

上 委 員 長	予算決算特別委員会の委員長報告をいたします。 本定例会におきまして、予算決算特別委員会に付託を受けました議案の審査並びに結果等につきまして、ご報告を申し上げます。 本委員会は、3月17日、18日の2日間にかけて理事者に出席を求め開催いたしました。 まず、議第17号「令和6年度吉野町一般会計補正予算（案）第6号について」は、補正規模は1,834万7,000円の増額で、予算規模を総額64億9,365万5,000円とするものであり、翌年度への繰越明許費として、地域政策総務事業を含む12事業の総額1億4,601万4,000円の繰越しであり、地方債の補正は、限度額についてこども園施設整備で8,060万円、カヌー艇庫等整備で750万円のそれぞれ減額。通学バス更新で300万円を増額。廃棄物運搬施設等整備は1,000万円を廃止するものであり、歳入の補正は、主な増額分として「地方交付税」で7,893万4,000円。「県支出金」は719万円。「繰越金」の2,442万2,000円の増額。減額分としては、「国庫支出金」で676万9,000円、「町債」の9,510万円であり、歳出の補正は、増額分は「総務費」の退職手当組合負担金の1,403万円、「減債基金積立金」の7,000万円。「土木費」の下水道事業特別会計繰出金の516万7,000円。また、給与改定に伴う職員給与費については、一般会計全体で2,974万5,000円であり、減額分としては、「民生費」のよしのこども園管理総務事業で8,464万5,000円。「衛生費」の暮らしによりそう環境美化推進事業の1,000万円。「教育費」のカヌー普及事業の750万2,000円であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算を承認することといたしました。 次に、議第18号「令和6年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について」は、補正規模は907万9,000円の増額で、予算規模を12億6,781万6,000円とするもので、歳入の主な補正は、「保険料」の178万5,000円。「国庫支出金」の243万8,000円。「支払基金交付金」の221万4,000円。「県支出金」の109万円のそれぞれ増額であり、歳出の主な補正は、「保険給付費」の820万円。職員給与費で33万7,000円のそれぞれ増額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。 次に、議第19号「令和6年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第1
---------	--

号について」は、補正規模は 86 万 7,000 円の増額で、予算規模を 2 億 1,156 万 7,000 円とするもので、歳入の補正は、「使用料及び手数料」で 430 万円の減額。「繰入金」の 516 万 7,000 円の増額であり、歳出の補正は、職員給与費で 86 万 7,000 円の増額であるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、給与改定に伴う職員給与費について、収益的支出で 94 万円、資本的支出で 13 万円の計 107 万円の増額であり、同額を予算第 8 条に定めた流用禁止項目に追加するものであるとの説明があり、審査の結果、本補正予算案を承認することといたしました。

次に、議第 21 号「令和 7 年度一般会計予算（案）について」は、令和 6 年度当初予算と比較して、3 億 3,300 万円増の予算総額 64 億 3,200 万円の予算案であり、令和 7 年度の三つの重点施策として、①旧吉野小学校学校跡地利活用の推進、②新庁舎整備の推進、③二地域居住の推進を掲げ、令和 7 年度の新しい取組としては、移住体験施設整備改修、持続可能な地域公共交通確保のための調査、インバウンド受入れ環境の整備などであり、各担当課長等から全ての事業についての詳細な説明を受け、審査の結果、委員各位からは、いずれの事業の実施にあたって町民の意見を十分尊重し、効果的かつ有効的な財政運用を求める声があったことから、本委員会としても、必要に応じて各事業の進捗状況の報告を行うよう求め、異議なく、本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 22 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、「保険給付費」7 億 8,137 万 4,000 円、「国民健康保険事業費納付金」2 億 4,380 万 9,000 円などの、前年度比 1,700 万円減の予算総額 10 億 5,900 万円の計上であるとの説明を受け、異議なく、本予算案を承認することといたしました。

次に、議第 23 号「令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、「後期高齢者医療広域連合納付金」1 億 8,599 万 9,000 円などの、前年度比 970 万円増の予算総額 1 億 9,470 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく、本予算を承認することといたしました。

上滝議長	次に、議第 24 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、保険事業勘定では、前年度比 750 万円減の予算総額 11 億 8,620 万円の計上。サービス事業勘定では、前年度比 20 万円増の予算総額 270 万円の予算案であるとの説明を受け、異議なく、本予算を承認することといたしました。 次に、議第 25 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）について」は、業務の予定量として処理区域内人口 1,831 人、年間総汚水量を 17 万 5,456 立米、1 日平均汚水量を 480 立米とするものであり、収益的支出は、下水道事業費用として予算総額 2 億 1,085 万 5,000 円、資本的支出は、建設改良費等の予算総額 1 億 5,457 万 3,000 円であるとの説明を受け、異議なく、本予算を承認することといたしました。 次に、議第 26 号「令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、業務の予定量として処理区域内人口 133 人、年間総汚水量を 1 万 1,513 立米、1 日平均汚水量を 32 立米とするものであり、収益的支出は、下水道事業費用として予算総額 3,038 万 5,000 円、資本的支出は、建設改良費等の予算総額 1,563 万 4,000 円であるとの説明を受け、異議なく、本予算を承認することといたしました。 以上、本委員会に付託されました議案等の審査結果について、予算決算特別委員会委員長報告を終わります。 ありがとうございました。 上程議案の採決に入ります。 日程 2 議第 1 号「刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。
------	---

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 3 議第 2 号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 4 議第 3 号「吉野町下水道事業及び農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 議第 4 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

ことについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 6 議第 5 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 7 議第 6 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 8 議第 7 号「吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 9 議第 8 号「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 10 議第 9 号「吉野町技能労務職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 11 議第 10 号「吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 12 議第 11 号「吉野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 13 議第 12 号「吉野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 14 議第 13 号「吉野町水道事業の設置に関する条例を廃止することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 15 議第 14 号「吉野町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 16 議第 15 号「奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 17 議第 16 号「債権の放棄について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は可決することに決しました。

日程 18 議第 17 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 6 号につ

いて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 19 議第 18 号「令和 6 年度吉野町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 20 議第 19 号「令和 6 年度吉野町下水道事業特別会計補正予算（案）第 1 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

中西議員	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 21 議第 20 号「令和 6 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですので、これで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 22 議第 21 号「令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 中西議員。 8 番 中西です。 ちょっと意見を申し上げたいと思います。今、議長からもご説明ございました予算決算委員長のほうからは承認というお言葉でございましたけども、私のほうから意見を少し。 令和 7 年度が 4 月 1 日からスタートいたします。町民生活、また子どもさんたちが学校へ通う等々、スクールバスの問題等いろんな問題がございまして、ただ一つ気になることがございまして、と申しますのが、この議案書にも載っておりました吉野小学校跡地の備品の回収について、1,100 万という大きなお金がついておりました。私たちは委員会で説明を受けたわけでございますけども、現実には、吉野小学校にどのような備品が残っているのか。その残っている
------	---

	備品の中で、奥村組が後日使えるもの、また、吉野さくら学園で使用するもの、また皆さんに分け与えるもの、そして処分するものというふうなものがいろいろあるというふうに想像いたします。私たちは説明はいただきましたけども、現にその場面を見たこともないしどのようなものがあるのかということが認識されませんので、これは教育関係ですから、総務文教厚生委員会所管の事項になると思うのですが、早々に委員会を開いていただいて、一度現地を視察して、本当にどういうものがあるのか私たち確認しないと納得出来ない部分がございます。また、奥村組との契約締結についても 11 月というふうに聞いておりますので、まだまだ時間的余裕もあるという意見でございます。
上 滝 議 長	はい、どうぞ。西澤議員。
西 澤 議 員	中西議員の意見ですが、討論は委員会でしたので、ここではもう条件付とか言うのじゃなしに、反対か賛成の討論していただきたいと思います。
上 滝 議 長	はい、中西議員。
中 西 議 員	令和 7 年度予算について、支障の来さないようにということを前置きしたつもりでございます。いろんなことで生活していく中で、否決をしてしまって支障になることというのは当然出てくると思いますので、このことについて条件付で私たちが納得さえできれば、総務文教として納得さえできれば、やっていただいて結構かと思います。 議長、この際ですので採決をお願いいたします。
上 滝 議 長	はい、西澤議員。
西 澤 議 員	議会運営の議事進行について私は申し述べましたが、この条件付の賛成か反対の採決をとるのは議会運営上おかしいと思います。ですから、予算反対か賛成かの採決をとるべきです。

上 滝 議 長	はい、中西議員。
中 西 議 員	私、予算について反対っていうことを無理に言いたくてやってるわけではございません。ただ、皆さんが現地見て納得さえすればそれでいいんじゃないかということでの提案でございます。
上 滝 議 長	暫時休憩させていただきます。 （ 午前 10 時 43 分 休憩 ） （ 午前 11 時 3 分 再開 ） 再開いたします。 先ほどの中西議員からご意見がございましたが、そのことについて発言をお願いします。 中西議員。
中 西 議 員	先ほど討論、意見の中で私の口から賛成という言葉がございましたので、取消しの許可をよろしく願いいたします。
上 滝 議 長	ただいま、中西議員から申出がありました発言の取消し及び訂正について、会議規則第 64 条の規定により、発言の取消し及び発言の訂正を許可いたします。 初めに戻りまして、日程 22 議第 21 号「令和 7 年度吉野町一般会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 中西議員。

中西議員	先ほども申しましたが、小学校の備品 1,100 万について委員会としても非常に不透明な部分がございます。やはり、現地視察してこれは要るもの、これは要らないものというふうなことを考えた上で、このことが必要かと思い、私はこの当初予算案には反対をいたします。
上滝議長	賛成意見ございましたらどうぞ。 西澤議員。
西澤議員	各委員会で慎重に審議した結果、承認という結論を出しておりますので、大変大事な予算が含まれております。自分の思いどおりにならない事は私にもありますけど、またその都度意見を申し上げるということにして、今回、一般会計予算については賛成をしたいと思います。
上滝議長	他に意見はございませんか。 今、中西議員の反対意見、西澤議員の賛成意見がございますので賛否を…… 他に意見がないようですのでこれで討論を終わり、反対意見と賛成意見が出ましたので、この採決は起立によって行います。 本件を同意することに賛成諸氏は起立を願います。 起立の人数に応じて、起立の方が 1、2、3、4、5 人。 起立多数でございます。 したがって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 ありがとうございました。 日程 23 議第 22 号「令和 7 年度吉野町国民健康保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。 本案について意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ）

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 24 議第 23 号「令和 7 年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 25 議第 24 号「令和 7 年度吉野町介護保険特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 26 議第 25 号「令和 7 年度吉野町下水道事業特別会計予算（案）につ

いて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 27 議第 26 号「令和 7 年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算（案）について」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本件について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 28 議第 27 号「吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正することについて」は、先ほどの委員長報告は承認でございます。

本案について意見を求めます。

(「 意 見 な し 」 の声あり)

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 追加議案が提出されております。 日程 29 発議第 3 号「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 本案は、吉野町議会会議規則第 14 条第 3 項に基づく委員会提出です。 議会運営委員会 西澤委員長の説明を求めます。 西澤議員。
西澤委員長	議会運営委員会委員長の西澤でございます。 ただいま提案いただきました、発議第 3 号 吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することにつきまして、委員会を代表してご説明申し上げます。 本条例の改正の主旨は、人事院勧告に準拠し、期末・勤勉手当を引き上げる改正をする一般職の職員及び特別職と同様に、町議会議員についても期末手当の支給割合の改定を行うため、本日提案するものでございます。 本案の改正内容につきましては、期末手当の支給月数を現行の 3.3 月から 3.45 月に改正するものでございます。 なお、附則で条例の施行日を公布の日からとし、改正後の条例の規定は令和 6 年 4 月 1 日から適用すると定めております。 本案につきましては、議会運営委員会において協議した結果、条例を改正することについての全議員の意見が一致しましたので、ここに提案するものです。説明は以上です。終わります。
上滝議長	ありがとうございました。

本案は、ただいまの議会運営委員会 西澤委員長の議案説明にもございましたとおり、全議員の提出意見が一致しておりますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号については直ちに採決することに決しました。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 30 議第 28 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

(事 務 局 朗 読)

説明を求めます。

戸毛課長。

戸 毛
総務課長

失礼いたします。それでは、議第 28 号 吉野町課設置条例の一部を改正することにつきまして、お手元に配付をさせていただいております提出議案等説明資料、追加議案版といたしまして、2 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

この議第 28 号につきましては、先ほど総務文教厚生委員長のご報告にもありましたように、過日の総務文教厚生委員会のほうで、機構改革に伴うご説明をさせていただき、それに伴いまして必要な課設置条例の一部を改正するものでございます。

目的等につきましては、効率的かつ効果的な事務執行体制を整備し、関係課の事務分掌の見直しを行うものでございます。

改正する条例の概要についてご説明をいたします。吉野町課設置条例の一部

を改正するものでございます。概要につきましては、まず第1条、従前の政策戦略課の名称を町長公室に変えるものでございます。これは先にもご説明をいたしましたが、従前、担当しております政策戦略課の機能強化を目指し、本町の事業計画や政策立案等に特化する業務を目的とし、事業の遂行する担当課との調整を主に図っていくことを目的とし、この事務内容から名称を政策戦略課から町長公室に変えるものでございます。第2条につきましては、従前、政策戦略課で担当しておりました業務について、今の内容に基づき、一部、事務分掌を移行するものでございます。町長公室にございました予算、財政に関することは総務課へ、行政財政改革に関することは総務課へ、ふるさと納税に関することは協働のまち推進課というふうにさせていただいております。予算、財政に関することにつきましては、行財政運営のより効率的な進め方、それから財政規律の徹底を求めまして総務課に移管するものでございます。また、暮らし環境整備課につきましては、奈良県広域水道企業団に事業統合することに伴いまして、所要の部分を廃止するものでございます。ふるさと納税につきましては、従来、まちづくりを進めるということもございしますので、協働のまち推進課のほうに移管するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和7年4月1日とさせていただいております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

上滝議長

質疑を求めます。

(「 質 疑 な し 」 の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。

(「 異 議 な し 」 の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第28号について委員会の付託を省略することに決しました。

	議第 28 号「吉野町課設置条例の一部を改正することについて」意見を求めます。 (「 意 見 な し 」 の声あり) 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 31 議 29 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。 小原参事。 失礼いたします。提出議案等説明資料 追加議案 3 ページをご覧くださいと思います。議第 29 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」ご説明させていただきます。 まず、歳入歳出の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44 万 9,000 円を追加し、補正後の歳入歳出の予算額を 64 億 9,410 万 4,000 円とするものでございます。 歳入の補正ですが、20 款「繰越金」で 44 万 9,000 円の増額でございます。 続きまして歳出でございます。1 款「議会費」議会運営事業 44 万 9,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、先ほどの発議第 3 号でございました、吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正に伴う、議員の期末手当の支給月数の改正によるものでございます。説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 上滝議長 質疑を求めます。 (「 質 疑 な し 」 の声あり)
--	--

	質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 おはかりします。 本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、議第 29 号について委員会の付託を省略することに決しました。 議第 29 号「令和 6 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 7 号について」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本案を原案どおり可決することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程 32 同第 1 号「吉野町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 中井町長。
中井町長	改めまして、永井 聡 氏の紹介をさせていただきます。経歴につきましては、議案書に記載させていただいております。 永井 聡 氏は、経歴にもありますように、昭和 63 年 4 月に奈良県庁に入庁され、この間、総務部総務課主幹、知事公室参事、知事公室統計課長、知事公室統計分析課長、総務部法務文書課長、東京事務所長を経て現在、労働委員会事務局長を務められております。これまでの豊富な行政経験、知識をもとに、

	副町長として町行政のさらなる充実に取り組んでいただけると考えております。どうかご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。
上 滝 議 長	ありがとうございました。 質疑を求めます。 辻内議員。
辻 内 議 員	町長にお尋ねいたします。 永井 氏の略歴についてはよくわかりました。なぜ、県庁からお迎えするのかということについての質問でございます。具体的には、例えば、県といいますか、知事やその関係者とのつながりを求めたい。あるいは、人や組織のマネジメント力に期待したい。あるいは、町長が選挙の後の当選の就任の挨拶で言っていっておられた、ゼロベースで考えるとか、もしくは70%で考えるというふうな、新たな文化を吉野町の役場に根付かしたいとかいろいろあると思うんですが、その辺りをお聞かせ願います。
上 滝 議 長	中井町長。
中 井 町 長	辻内議員のご質問にお答えさせていただきます。 まず、私が町長就任になる前からそうですけれども、今まで吉野町の職員さんから副町長が上がっておりました。私自身も町長に就任させていただいてから、いろんな意味で、今、大きな改革の中で、どうしても外とのつながり、そしてまた、フラットな関係での職員の中での意識改革も重視していこうというふうな考えでおりました。ただ、私就任したときには、やはりコロナ禍の中で、和田副町長のお力をかりながらやっていくということで決めさせていただきましたけれども、今回、ある一定程度、私自身も町行政の運営も見えてまいりました。その中で、もう一度フラットな人脈を県からいただきたいというのが1点でございます。もう1点は、元々 永井 氏も観光系、そしてまた東京事務所長をやっておられました。その中でいろいろなイベント等でもお出会いも

	させていただきました。そしてまた、奈良県庁として財務省等々、上とのパイプもあるということで、いろんな知識人脈、そしてまた、内部管理組織、総務経験もございますので、そういったところで力を発揮していただけるということで、上程させていただいてますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 上 滝 議 長 質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 ただいま、副町長に同意されました永井 聡 さんがお見えですのでごあいさつをお願いいたします。
永 井 新 副 町 長	永井でございます。本日は、副町長の指名にご同意くださいまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄でありまして、あとは同時に重責に身が引き締まる思いがしております。これからは中井町長を補佐し、議員の皆様方のご指導をいただきながら、役場職員とともに吉野町の振興のため、吉野町町民の幸せのため精一杯私の力を発揮したいというふうに考えております。至らない点多々あるかと思いますが、精一杯これまでの行政経験をこの吉野の地で発揮したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。 本日は誠にありがとうございました。

上滝議長	ありがとうございました。 日程 33 同第 2 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 中井町長。
中井町長	阪口勝康 氏の略歴を紹介させていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。 阪口 氏は関西大学を卒業された後、自動車販売店での勤務を経て、平成 5 年に建材業の会社を設立され、その代表者を現在も務められております。さらに町政におきましては、山口自治会長を令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月までお務めいただきました。今までの経験と知識をもとに、監査委員としてご活躍いただけると確信するところでございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。

	ただいま、監査委員に同意されました阪口 勝康 さんがお見えですのでごあいさつをお願いいたします。
阪 口 監 査 委 員	ただいま、ご紹介いただきました阪口 勝康です。今回、監査委員という非常に重い仕事をお受けしました。拝命して非常に緊張しておりますし、自分ができるかどうか本当に自問自答しております。ただ、中井町長はじめ町役場職員の皆様、そして上滝議長をはじめ町議会議員の皆様方のご協力とご指導をいただいて、微力ですけども務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
上 滝 議 長	ありがとうございました。 日程 34 同第 3 号「吉野町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 地方自治法第 117 条の規定により、上麻里議員 退席をお願いします。 説明を求めます。 中井町長。
中 井 町 長	改めまして、上 麻里 議員の紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。 上 議員は令和 6 年に初当選され、議員在職年数は 1 年で、現在二期目でございます。この間、町議会におきまして吉野広域行政組合議会議員、吉野町人権施策協議会委員等歴任され、現在特別委員会委員長をお務めでございます。 ご同意のほどよろしくお願いいたします。
上 滝 議 長	ありがとうございました。

	質疑を求めます。 (「 質 疑 な し 」 の声あり) 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 (「 意 見 な し 」 の声あり) 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 上 麻里 議員に議場にお入りいただきます。 ただいま監査委員に選任同意されました上 麻里 議員にごあいさつをお願いいたします。 上 議員。
上 議 員	監査委員選任の同意をいただきました上 麻里でございます。 監査委員として公正な監査の執行に努めてまいります。微力ではございますが精一杯頑張りますので、どうか皆様方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。
上 滝 議 長	ありがとうございました。 日程 35 同第 4 号「吉野町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。 (事 務 局 朗 読)

中井町長	説明を求めます。 中井町長。 田中 寿賢 氏についてご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいているとおりです。 田中 氏は現在、吉野町大字色生にお住まいです。大阪大学大学院を卒業後、出身地であります、ここ吉野町にて木製品の製作販売会社を営んでおられます。以前より、学校園のPTA会長を務めるなど、地域の子どもの育成に尽くされておられます。子どもを取り巻く環境の変化や、昨今の教育課題を身近に感じておられ、人柄や見識を含め、教育委員としてふさわしい人物であると確信しております。 どうかご同意のほど、よろしくお願いいたします。
上滝議長	質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 本件を同意することに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を同意することに決しました。 ただいま、教育委員会委員に同意されました田中 寿賢 さんがお見えですのでごあいさつをお願いいたします。
田 中	田中 寿賢と申します。よろしくお願いいたします。

教育委員	吉野町の教育振興のため、教育委員として本町教育行政の運営について重要な責務を自覚し、吉野町教育理念であるふるさと吉野への郷土愛、愛着心あふれる人づくりのもと、幅広い年齢の町民の方々への意見、提案をよく聞き、その声が本町教育行政に十分に生かされるよう、その務めを全うしてまいる所存でございます。まだまだ浅学非才の私でございますが、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 甚だ簡単措辞ではございますが、教育委員選任同意を頂戴いたしまして私のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。
上滝議長	ありがとうございました。 日程 36 同第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」 日程 37 同第 6 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題として一括上程し、議案は事務局が朗読いたします。 （ 事 務 局 朗 読 ） 説明を求めます。 中井町長。
中井町長	中上 睦男 氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。 中上 睦男 氏は、昭和 52 年 4 月から平成 26 年 3 月まで、長きにわたり教員生活を送られ、本町の学校教育にもご尽力を賜ってまいりました。退職後におきましても、社会教育、生涯学習分野でご活動いただき、また、自治会運営にもご尽力いただき、地元柳 田尻区長、そして、現在は柳自治会長の要職を務めていただいております。令和 4 年 7 月から人権擁護委員に着任いただき、人権擁護活動に積極的に取り組んでいただいているところです。こうしたことから、これまでの多方面にわたる知識と経験を生かし、引き続き人権擁護委員としてもご活躍いただけると確信し、人権擁護委員候補者として推薦すること

上滝議長	にご同意のほう、よろしくお願いいたします。 質疑を求めます。 （ 「 質 疑 な し 」 の声あり ） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより、同第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 同第 5 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」適任とすることに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を適任とすることに決しました。 続いて、同第 6 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」意見を求めます。 （ 「 意 見 な し 」 の声あり ） 意見がないようですのでこれで討論を終わります。 おはかりします。 同第 6 号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」適任とすることに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 よって、本件を適任とすることに決しました。 日程 38 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 （ 議 事 調 整 ）
-------------	---

中井町長	ただいま、ちょっと紹介を抜かしましたので、日程 37 同第 6 号の「人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについて」でございますが、この人の紹介を町長のほうからお願いしたいと思います。 中井町長。 改めまして、木村 夫美 氏のご紹介をさせていただきます。なお、経歴につきましては議案書に記載させていただいております。 木村 夫美 氏は、これまで地域活動に積極的に取り組まれてきました。とりわけ、平成 28 年から令和 4 年まで、吉野町民生児童委員として地域の福祉活動についてご尽力を賜ってきました。こうしたことから、地域での信頼も厚く、このたび人権擁護委員候補者を新たに推薦するにあたり、国栖自治会より候補者として選出いただいたところでございます。町としましても、これまでの知識と経験を生かし、人権福祉を基本として人権擁護委員としてご活躍いただけるものと確信し、人権擁護委員候補者として推薦することにご同意のほどよろしくお願いいたします。
上滝議長	ありがとうございました。 日程 38 「常任委員会の閉会中の所管事務の調査について」 それぞれの委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、所管事項について閉会中の継続審査の申出がありますが、これに異議ございませんか。 (「 異 議 な し 」 の声あり) 異議なしと認めます。 よって、それぞれの委員長の申し出のどおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。 本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 おはかりします。

中井町長	これをもって、本定例会を閉会いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。 （ 「 異 議 な し 」 の声あり ） 異議なしと認めます。 閉会にあたり、町長のごあいさつをお願い申し上げます。 中井町長。 閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。 まずは、上程いたしました議案、全てご承認いただきまして誠にありがとうございます。この3月定例議会は、議員の皆さん方にとりましても改選後の初めての議会であり、そしてまた、上滝議長初め議会の新たな体制を構築していただきました。非常に大きな課題と直面する時期でございます。1年間、この体制でしっかり行政のほうも連携しながら、協力させていただきながら、議会の支援をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 各一般質問、また、委員会等でも様々な視点からご意見、ご提案もいただきました。今までにない視点の中で、令和7年度予算、町としての方針、政策、足らない部分も、また気づいた点も指摘いただきました。これは、本年度の事業を執行していく中で、ぜひまた来年度にもつながるような形で取り組んでまいりたいなというふうに思っております。特に、庁舎特別委員会におきましては、委員長報告からもございました。命を守る視点で、1日も早く、今の環境を変えるという視点で、深く、議員の皆さん方も議論いただいたことに感謝を申し上げます。6月議会に向けて待ったなしでございます。委員会等も積極的に開催させていただいて、できるだけ早い段階の中で、見える形の移転に関する委員会等での説明できる体制を整えてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。 そして重要な案件でございました人事案件。副町長の同意案件も承認いただきました。本当に行政、もうこれから大きな課題でございますので、しっかりと新たな視点を取り入れてもらいながら町政運営を進めてまいりたいと思いま
------	---

す。

あと 10 日もすれば桜の時期に入ってまいります。吉野で一番輝くときでもございます。そしてまた大阪関西万博もございます。様々な動きがこれから活発化してまいります。吉野町にとりましても、そういった生かせるところはしっかりと観光や、また、いろんな分野でつなげていけるように取り組んでまいりたいと思います。いずれにしましても、重点事業を中心に、令和 7 年度はしっかりと前に進める一年にしたいなというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続きのご支援とご協力、そしてまたご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一つ報告でございますけれども、議会中に、この新たな視点で国との連携の中で、地方創生伴走支援制度というのがございます。こちらのほうは国家公務員が 2、3 名のチームをつくりながら、その地域課題解決に向けて町の職員と、そしてまた皆さん方と連携できるアドバイス等々のこういう制度が出来ました。全国 60 市町村でございます。奈良県でも吉野町が唯一選ばれたということで、こういった新制度をしっかりと今後も活用しながら吉野町の課題解決に取り組んでまいりたいと思います。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、本当に様々なこれから大きな課題、そして、そういったところでの知恵も拝借いただければならないことがたくさんあると思いますけれども、健康に留意されて活動していただくことをご祈念申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

上 滝 議 長

ありがとうございました。

皆様の熱心なご審議によりまして、全議案を議了することが出来ました。ここに閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 7 年第 1 回吉野町議会定例会を閉会いたします。皆さん方の温かいご協力ありがとうございました。以上で終わります。

(午前 11 時 51 分 閉会)

